

倉吉市男女共同参画基本計画（平成28年度～平成32年度）

第5次

くらし男女共同参画プラン



平成28年3月

倉吉市

目 次

第1章 第5次くらし男女共同参画プランの策定にあたって	1
第2章 基本目標・重点目標・施策	
基本目標1 男女の人権尊重の推進	
(1) 男女共同参画を実現する啓発活動	3
固定的役割分担意識の解消と男女共同参画に向けた啓発活動の推進	
メディアにおける人権尊重の推進	
(2) 政策・方針決定における男女共同参画の実現	5
審議会等への女性の積極的登用	
能力開発と人材育成	
(3) 男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動	7
認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進	
(4) 男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶	8
配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進	
相談・支援体制の充実	
(5) 男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援	10
男女の健康支援と女性の妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発	
基本目標2 職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	
(1) 職場における男女共同参画の実現	11
職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保	
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	
女性の職業生活における活躍の推進	
農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進	
(2) 地域における男女共同参画の実現	14
地域活動への男女の積極的参画の促進	
みんなで支えあう地域づくりの推進	
(3) 家庭における男女共同参画の実現	15
家事・育児・介護への男性の参画の促進	
両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大	
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進	
(1) あらゆる場における男女共同参画の実現	19
高齢者、障がい者、ひとり親家庭などへの支援と自立促進	
国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進	
外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進	

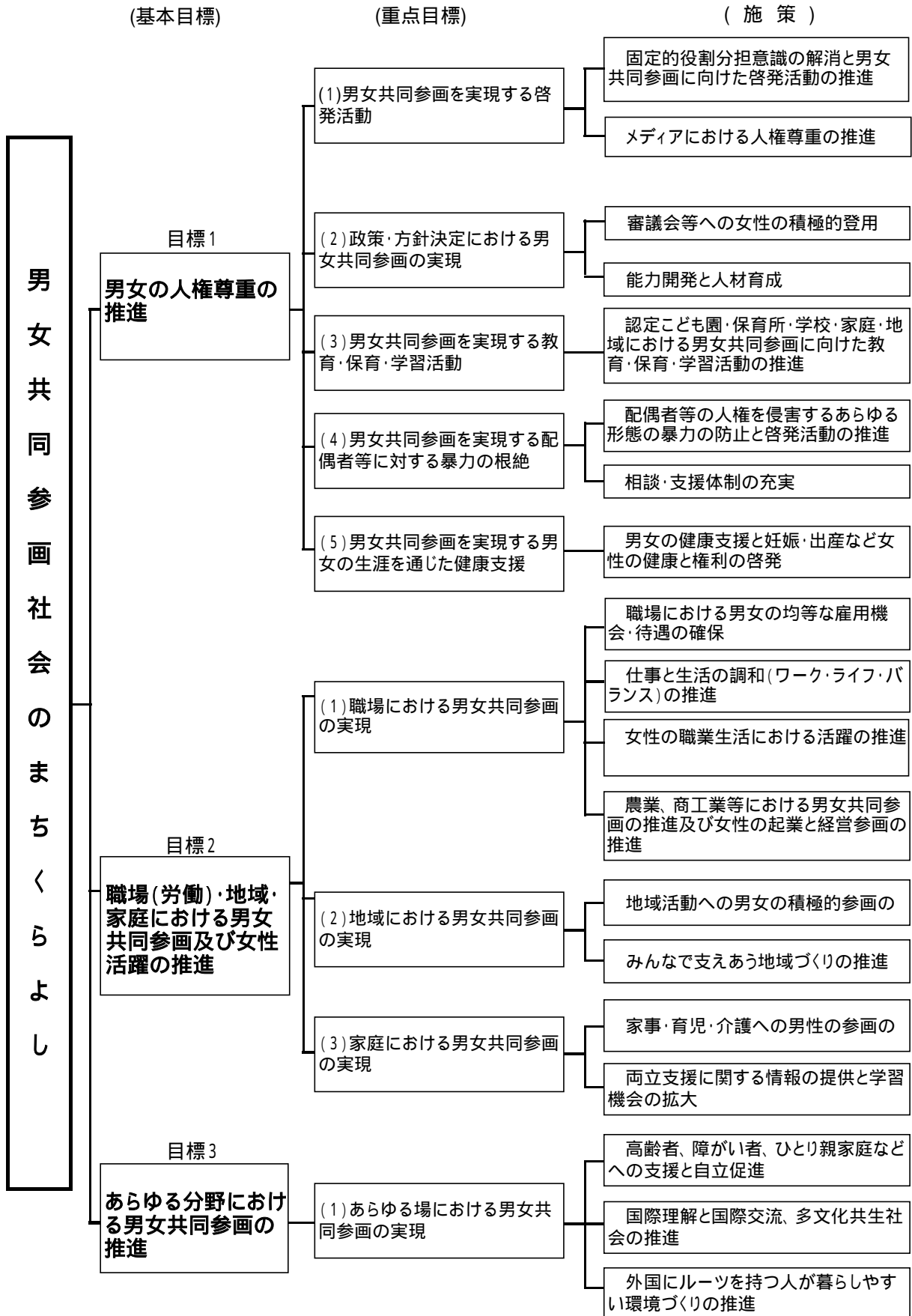
男女共同参画を実現するプランの推進	2 1
推進体制の充実	
市民・事業者との連携・協働と啓発の充実	
点検・評価	
成果を測定するための指標	2 2

【資料編】

倉吉市男女共同参画推進条例	2 3
倉吉市男女共同参画推進本部設置規程	2 8
倉吉市男女共同参画推進本部・幹事組織表	3 0
くらし男女共同参画推進スタッフ会設置要綱	3 1
倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱	3 2
倉吉市男女共同参画推進市民会議委員名簿	3 5
男女共同参画関係年表	3 6
用語解説	4 3
第5次くらし男女共同参画プラン施策関係課一覧	4 7

1 このプランのうち、基本目標1重点目標(4)(男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶)の部分の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として定めるものです。

～ 施策の体系 ～



第1章 第5次くらし男女共同参画プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

女性も男性もだれもが性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は21世紀を迎えた今日、最重要課題の一つとなっています。そして、この男女共同参画社会の実現は、女性の人権の確立とともに少子高齢化、環境問題など社会が直面しているさまざまな課題に対応し、活力ある社会を作る大きな鍵となっています。

さて、平成11年(1999)6月に「男女共同参画社会基本法」(基本法)が施行されて16年が経過しています。本市においても、平成6年(1994)に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定し、人権を尊重する社会をめざしたまちづくりを進め、平成9年(1997)に「くらし男女共同参画プラン」を策定、平成15年(2003)倉吉市男女共同参画都市宣言を行うなど、男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んできました。また、平成16年(2004)に「倉吉市男女共同参画推進条例」を市民と協働で策定し制定、平成23年(2011)には「第4次くらし男女共同参画プラン」を策定し取り組みを進めてきたところです。

そのような状況の中、少子化と高齢化に伴う人口減少の急速な到来、長引く不況による格差と貧困の問題などに対応するため、平成27年(2015)8月に、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立しました。

そして、平成27年(2015)2月には、「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱」を県内で初めて制定し、男女の固定的役割分担意識の是正その他の男女共同参画社会の実現に向け貢献した市民(団体)及び事業者を表彰していくことにしました。

昨今の少子高齢化において、雇用状況の変化やライフスタイル1が多様化する中で、男女がともに健康で充実感や達成感を感じながら生活することができるような環境づくり、職場・地域・社会の活性化、個人生活の充実を図る取り組みが必要です。

このような社会の変化に対応し、豊かで活力ある社会づくりを行っていくためにも、すべての人の人権が尊重され、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

これらの課題に対応するため、「第4次くらし男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度(2015年度)をもって終了することに伴い、今後進めていくべき男女共同参画の方向性を示す「第5次くらし男女共同参画プラン」は、倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を踏まえて、諸施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。

2 プランの基本理念

倉吉市男女共同参画推進条例(第3条)の基本理念に基づく4項目をプランの基本理念とします。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を発揮でき、男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

3 プランの目標

この計画は、「男女共同参画社会のまちくらよし」の実現を目標とします。

男女がともに支え合い、それぞれの個性と能力を發揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし「男女の人権尊重の推進」「職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性の活躍の推進」「あらゆる分野における男女共同参画の推進」という3つの基本目標をもって体系化しています。

4 プランの期間

プランの期間は、「第11次倉吉市総合計画【後期基本計画】」の期間に合わせて平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)の5年間とします。またプランの推進に合わせ、適宜内容の見直しを行います。

5 プランの性格

このプランは、倉吉市男女共同参画推進条例第8条第1項に基づき、男女共同参画社会の実現に関する施策を、市民・事業者と協働で総合的に推進する計画となります。また、第11次倉吉市総合計画【後期基本計画】に掲げられた「お互いを認め、尊重し合えるまち」の実現に向けた個別計画であり、関連する市の他の個別計画と整合性を図るものとします。

なお、このプランは、「男女共同参画社会のまちくらよし」の実現に向けて、3つの基本目標と9の重点目標、19の施策をまとめています。

6 市民の意見を取り入れたプランづくり

計画の策定にあたっては、市民の男女共同参画に関する意識や、意見等をプランに反映させるために、次のような方法を用いました。

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査

男女共同参画についての市民の意識や要望を把握するため、平成27年度(2015年度)倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査(以下の「倉吉市男女共同参画に関する意識調査」は、平成27年度のものである。)倉吉市民意識調査などのアンケート調査等を行いました。

(2) 倉吉市男女共同参画推進市民会議

倉吉市男女共同参画推進条例において、くらよし男女共同参画プランについて倉吉市男女共同参画推進市民会議に意見を聴くことが規定されており、施策の内容を諮問し、答申を受けたものです。

(3) パブリックコメント等

市民の意見を反映させるため、第5次くらよし男女共同参画プラン(案)をホームページに掲載し意見を募集するとともに、市内で男女共同参画を推進する団体や個人の方に意見を広く求めました。

7 プランの推進

このプランを推進するために副市長を本部長とする「倉吉市男女共同参画推進本部(部長職で構成)及び「幹事会」(関係課長職で構成)で課題について協議を行い、施策の見直し等、人権局を中心とし

て全庁的に取り組みます。

また国、鳥取県において推進すべき施策については、連携を図り、あらゆる機会を通じて積極的に働きかけを行います。

さらに、本プランは男女共同参画社会の実現のため行政、市民、事業者がお互いに理解と協力をもって進めるものであり、市民・事業者の皆様の積極的な参画を期待します。

詳細は、P21「男女共同参画を実現するプランの推進」のとおり。

第2章 基本目標・重点目標・施策

基本目標1 男女の人権尊重の推進

(重点目標)

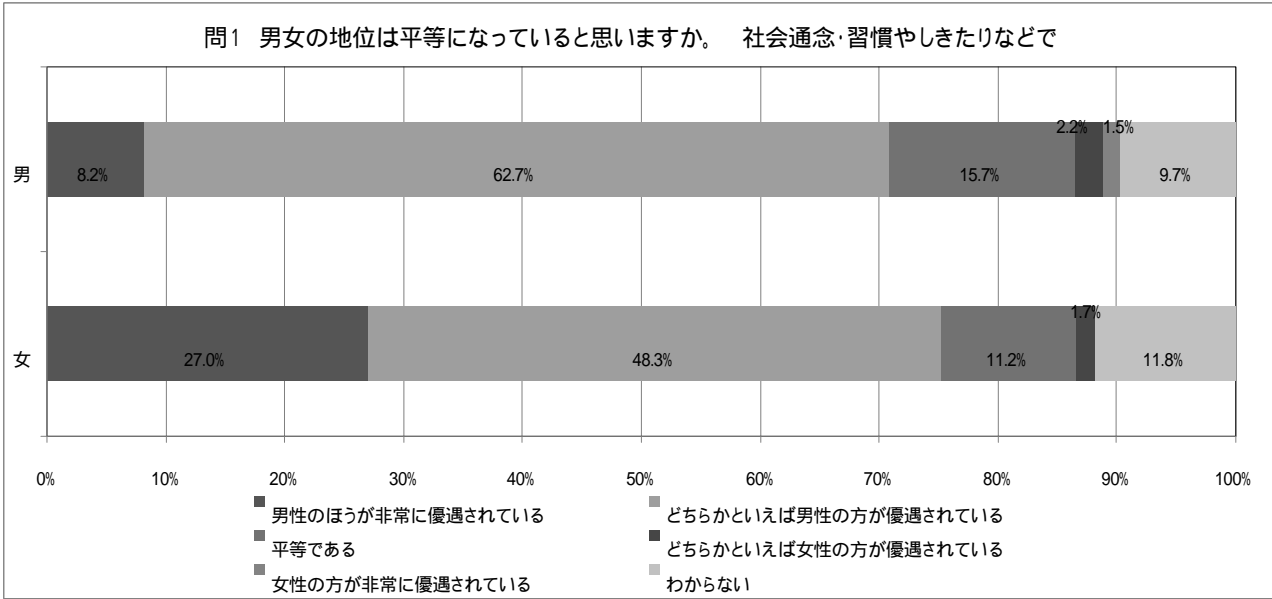
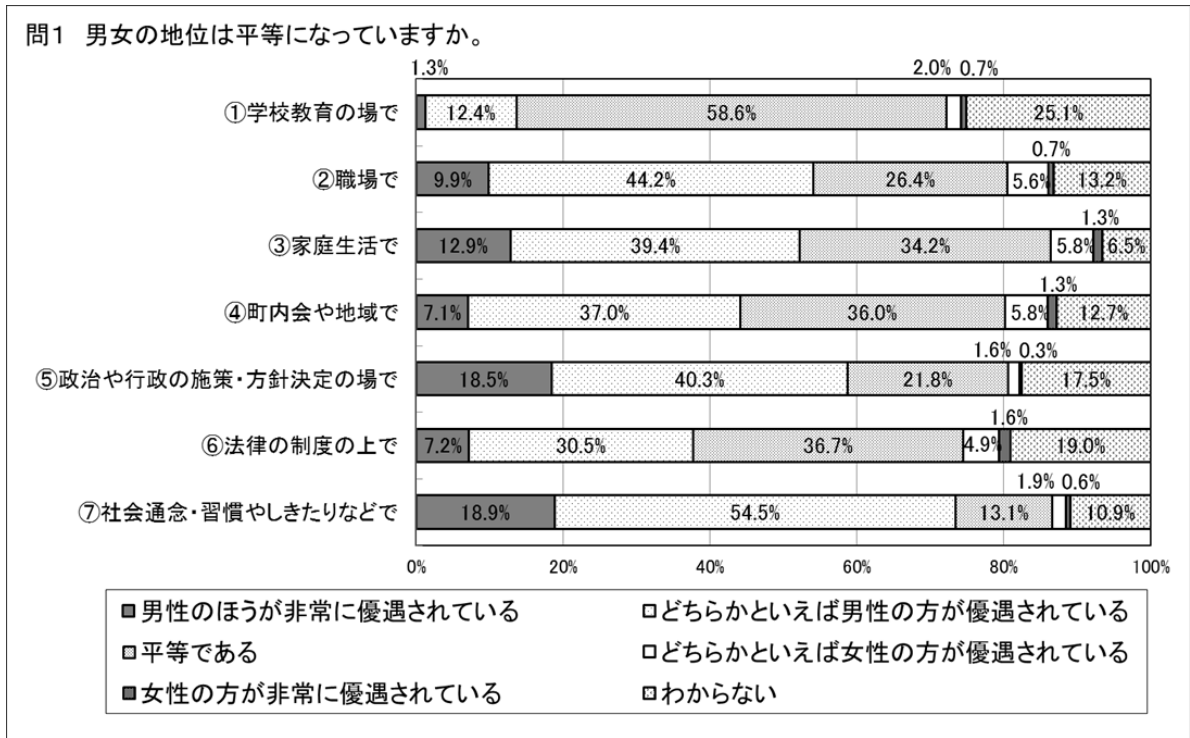
(1) 男女共同参画を実現する啓発活動

【現状と課題】

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、各分野における男女の平等感を聞いたところ『学校教育の場』では58.6%の市民が平等であると回答しています。しかし、『社会通念・習慣、しきたり』は73.4%、『政治や行政の施策・方針決定』では、58.8%、『職場』で54.1%の人が「男性のほうが優遇されている」と回答しています。依然として男女の不平等感が根強い事が表れており、女性の方がより強く不平等感を感じています。また、「男は男らしく、女は女らしく育てる」は、賛成は44.1%、反対は29.2%、「男性が仕事中心なのは仕方がない」という考え方は、賛成は40.2%、反対は33.4%でした。そして、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、平成22年(2010)の「倉吉市男女共同参画に関する意識調査」では賛成24.4%、反対40.5%だったものが、平成27年(2015)では賛成17.1%、反対48.9%でした。性別による固定的役割分担意識は徐々に解消されつつありますが、依然として根強いものがあります。

このような意識を変えていくことにより、男女が対等なパートナーとして互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、男女の特性を踏まえその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するために、様々な機会を通じて広報・啓発活動を積極的に取り組む必要があります。

また、男女共同参画社会は男性にとっても重要であることの理解を深めることが重要です。そして、メディアやインターネットにおいて固定的役割分担意識を反映した内容や、女性に対する暴力や性的側面だけを強調する情報が流れています。男女共同参画の視点でメディアからの情報や内容を主体的に読みとき、真偽を見抜き活用する能力(メディアリテラシー3)の向上を目指した取り組みが必要です。



【施策】 固定的役割分担意識の解消と男女共同参画に向けた啓発活動の推進

男女が性別による固定的役割分担意識 4にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境をつくとともに、男女がお互いに人権を尊重し、協力し合える人間関係を築くための啓発・広報活動を推進します。

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であることについての理解を深めるため、講座を開催するなど男性にとっての男女共同参画意識の啓発を推進します。

男女共同参画推進のための取り組みをより効果的に推進するため、市内各地区自治公民館協議会等からの推薦や公募による「くらし男女共同参画推進スタッフ会」を設置し、市民啓発を行います。

<主な施策・事業>

「倉吉市男女共同参画推進月間 5」における啓発活動、男女共同参画推進講演会の開催

「くらしよ男女共同参画推進スタッフ 6」による啓発

市の広報紙、ホームページを利用した広報・啓発活動

○倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰

市民意識や実態を調査し分析・研究、情報提供の充実

男性を中心とした男女共同参画に関する学習の取り組み

多様な働き方に関する情報提供



【施策】メディアにおける人権尊重の推進

メディアに描かれている性差別につながる情報を読み解く能力（メディアリテラシー）を高めるための学習や研修会を開催するなど普及を図ります。

<主な施策・事業>

学校での学習活動

地域住民、保護者等を対象にした学習活動

（重点目標）

（2）政策・方針決定における男女共同参画の実現

【現状と課題】

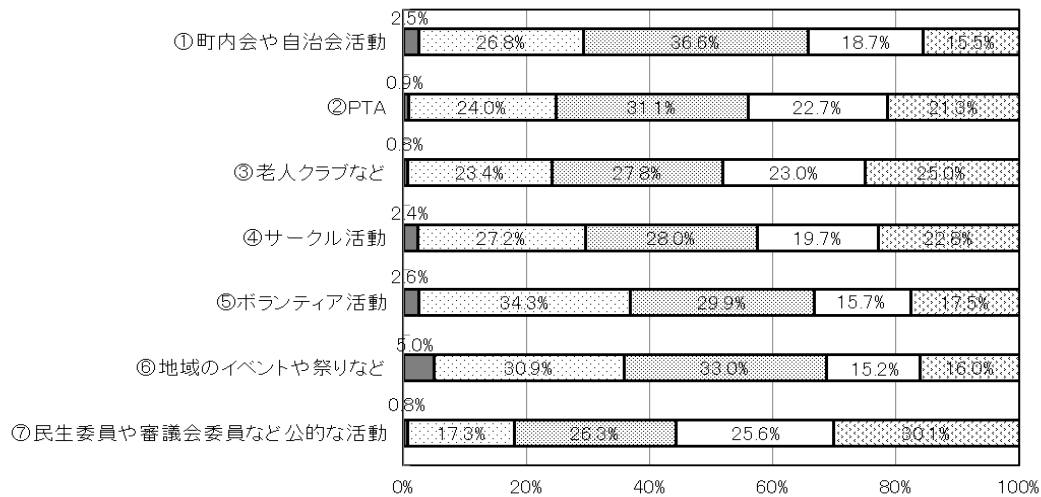
倉吉市では、第3次プランにおいて審議会等における女性登用率の目標を40%と定め取り組みを行ってきましたが、平成23年度（2011年度）は25.3%、現在は31.6%という状況で、目標には届かなかったものの徐々にではありますが増加してきております。課題としては団体から推薦される人が団体の長や代表者である場合や団体や機関に女性の役員が少ないこと、女性が活動しやすい機会の提供と環境づくりが十分でなかったため、女性が役員を引き受けることなどに消極的になっていたことなどがあります。

一方で、児童は保育所や認定こども園、学校においては、過度に性別にとらわれることのない中で生活しており、女性の生徒会長が多くみられるなど、性別に関係なくその意思や特性に応じて活躍している姿が多く見受けられています。しかしながら、社会に出て行った場合に、慣習やシステムが男性に優位であったり、昔からの男女の固定的役割や慣習等が根強く残っていることもあり、女性の活躍する場面が少なくなる傾向にあります。

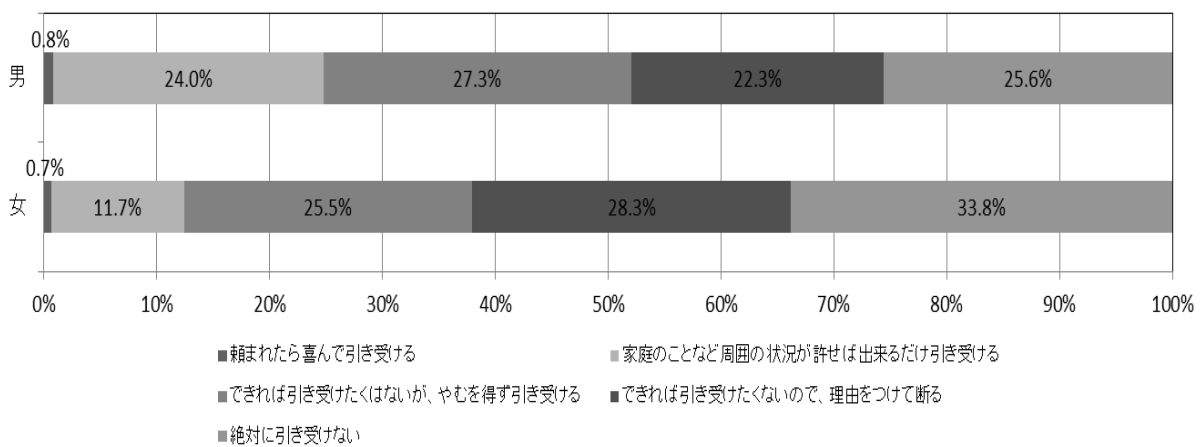
「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」においても、「民生委員や審議会委員など公的な活動」での役を頼まれた場合、引き受ける人は44.4%、断る人は55.7%ですが、断ると回答したのは男性が47.9%であったのに対して、女性は62.1%と、性別による固定的役割分担意識などの背景により引き受けにくい状況があります。

今後も、女性枠の確保など、委員選出時における工夫と努力が必要であるとともに、女性がその個性と能力を発揮しあらゆる分野に参画するためには、男女それぞれが意識改革を図るとともに、学習機会の提供等により女性の人材発掘・人材養成に努め市民活動を支援することで女性のエンパワーメント7を図ることが重要です。

問20 あなたは、自治会や町内会、PTAなどの地域活動でリーダー（館長や部長）又は役員をたのまれた場合、どうされますか。



問20 あなたは、自治会や町内会、PTAなどの地域活動でリーダー（館長や部長）又は役員をたのまれた場合、どうされますか。⑦民生委員や審議会委員など公的な活動



【施策】 審議会等への女性の積極的登用

市政に男女の多様な考え方を反映させるため、市の審議会等の委員における女性登用率を40%に設定し、女性参画を推進します。

<主な施策・事業>

- 審議会 8・委員会 9における委員の選出方法の見直しと工夫
- 女性人材登録制度への登録の推進

【施策】 能力開発と人材育成

政策・方針決定における女性のエンパワメントを図るため、講座等を開催し女性の能力開発の機会を確保するとともに人材育成を推進します。

< 主な施策・事業 >

市内の女性団体や男女共同参画推進団体との連携・協働による講座の開催
鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」 10との連携、研修会の開催

(重点目標)

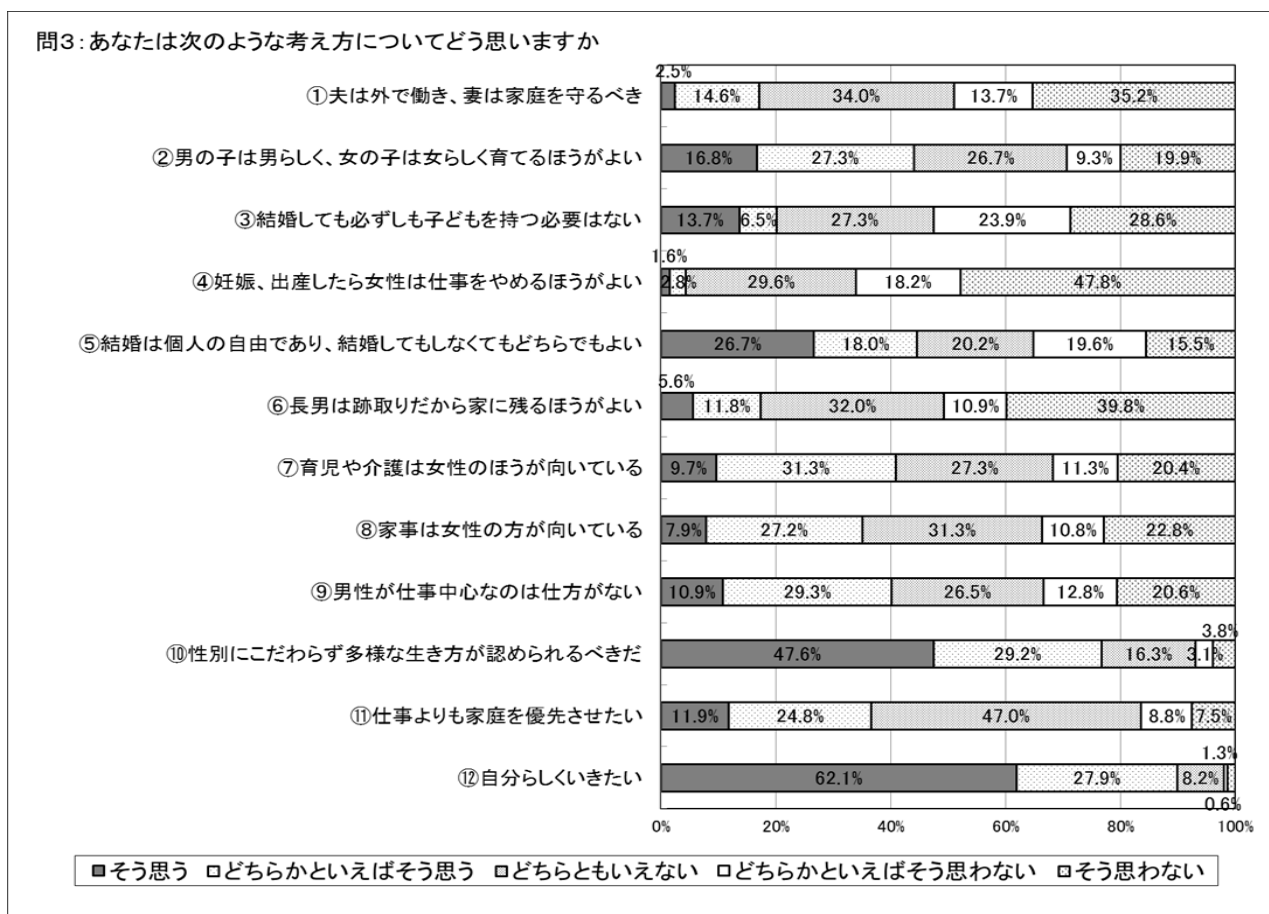
(3) 男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画に関する正しい認識と自立と自己実現を求め
る意識が必要です。そのためには、認定こども園・保育所・学校・家庭・地域・職場などあらゆる場
での教育・保育・学習活動が重要です。

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という
考え方について、賛成する人は17.1%、反対する人は48.9%でした。また、「男は男らしく、
女は女らしく育てる」は、賛成は44.1%、反対は29.2%、「男性が仕事中心なのは仕方がない」
という考え方は、賛成は40.2%、反対は33.4%でした。育児・介護休業制度においても「子
育てや介護は女性の役割だ」という意識が強く男性の利用が少ない」と回答した人は69.8%でした。
性別による固定的役割分担意識は、依然として根強い傾向にあります。

人の意識や価値観は幼児期から形成されることから、発達段階に応じた教育を進めるとともに、ラ
イフステージ」 11における教育・保育・学習活動が重要です。



【施策】 認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進

認定こども園・保育所・学校・家庭・地域において、男女平等を推進する教育、保育の充実と推進を図ります。

<主な施策・事業>

就学前教育・保育・学校教育における人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導の充実
保護者活動への男性の参画とリーダー職への女性参画の促進

各地区の公民館・自治公民館・保護者会活動等における学習機会の提供・住民への情報提供

(重点目標)

(4) 男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶(倉吉市DV防止計画)

【現状と課題】

DV(ドメスティック・バイオレンス 12)について、平成13年(2001)の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」施行から15年が経ち、様々な事例が報告される中で、DVが著しい人権侵害であることの認識が高まっています。

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「最近5年間に被害を受けた」人は1.7%、「過去に被害を受けた」人は5.4%、「身近に被害を受けた人がいる」と回答した人は8.8%でした。その内女性の11.2%が被害を受けています。そのなかで、「どこにも誰にも相談しなかった」人は20.3%ありました。そして、相談しなかった理由は、「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかった」人は10.5%、「自分ががまんすればよいと思った」人は15.8%、「相談しても無駄と思った」人は15.8%でした。DVが解決したかどうかについて、「解決した」人は、71.4%でした。

本市のDV相談ケースは、平成24年度(2012年度)24件、平成25年度(2013年度)26件、平成26年度(2014年度)21件で推移しており、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関への相談、届出があります。その一方で、相談先がわからなかったり、被害を受けていても我慢していたり、支援を求めることができず、相談につながらないケースもあると思われることから、潜在的被害件数はさらに多いことが想定されます。被害を受けて逃れている人やその家族の中には、住所の異動もできないまま、就労や家計、精神面で大きな課題を抱えたまま生活しているケースもあります。

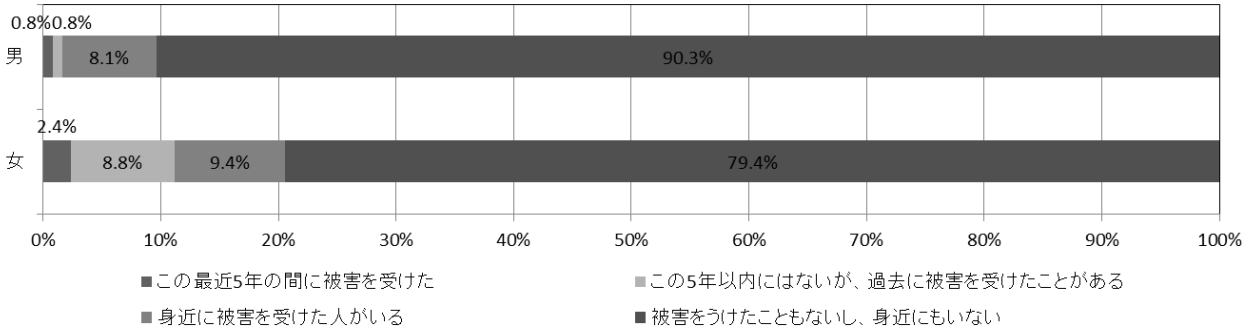
また、「ハラスメント」と呼ばれる、相手方に不利益や損害を与え、若しくは個人の尊厳又は人格を侵害する行為が社会的な問題となっており、その代表的なものとしては、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ) 13、パワー・ハラスメント(パワハラ) 14などがあります。

このうち、セクシュアル・ハラスメントについての「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、女性で「最近5年間に被害を受けた」人は2.2%、「過去に被害を受けた」人は5.0%で、「どこにも誰にも相談しなかった」人は26.3%でした。

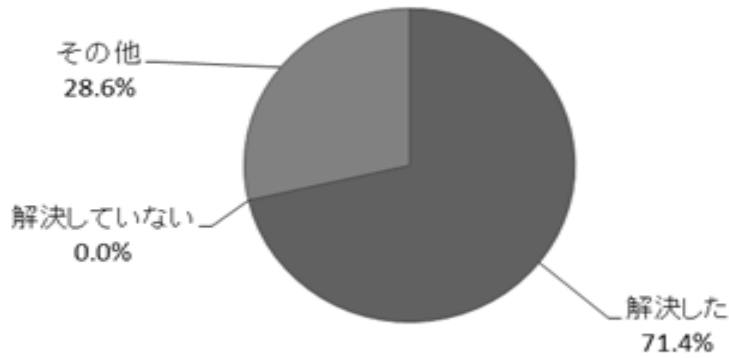
このことから、依然として被害者の中には誰にも相談せず一人苦しんでいた状況があることがうかがえます。また、被害を受けてもそれをDV被害と認識できない人や、自らの行動がDVやハラスメントであることの自覚がない加害者がいると思われる。

今後も被害者が気軽に相談できる環境づくりなどその支援体制の充実と周知、DV防止に向けた学習や啓発活動の推進、被害者のプライバシーの擁護が求められています。

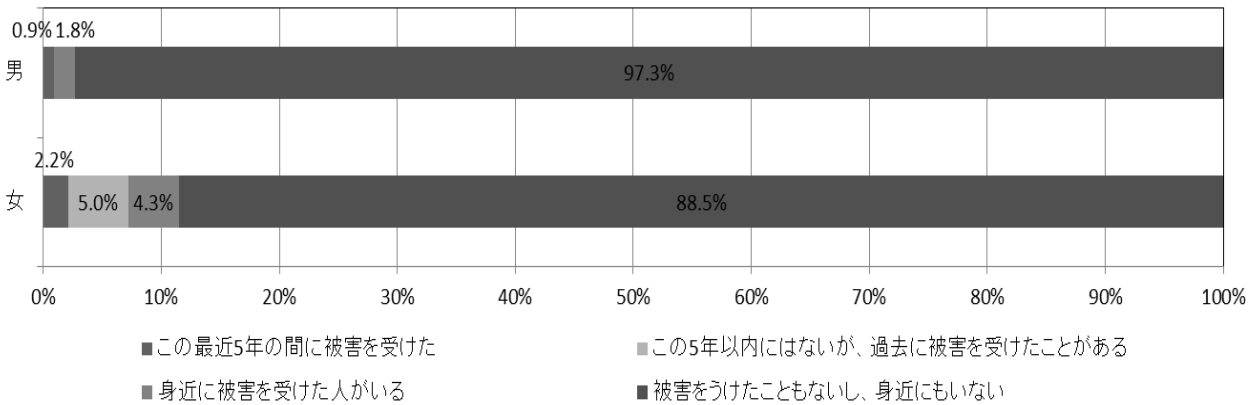
問17 配偶者や交際相手から身体的・精神的な暴力を受ける「ドメスティック・バイオレンス(DV)」に関して、あなたが直接被害を受けたり、身近に被害を受けた人がありますか。



問17-2 そのDVは解決しましたか。



問18 あなたは、職場において「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」に関して、あなたが直接被害を受けたり、身近に被害を受けた人がありますか。



【施策】 配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進

配偶者等に対する暴力は重大な人権侵害であり、あらゆる形態の暴力の防止に向け、市民をはじめ、学校、地域、事業所等に対する啓発活動及び学習機会の提供に努めます。

<主な施策・事業>

ドメスティック・バイオレンスの防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動
セクシュアル・ハラスメント防止のための講演会等の開催、情報提供、啓発活動
パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント（マタハラ） 15等各種ハラスメントに関する情報提供、啓発活動

【施策】 相談・支援体制の充実

ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントについて、関係機関と連携して被害者への相談体制等の整備と支援の充実を図るとともに、被害者及びその家族の一時保護、自立に向けて、市の関係部局、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所などの関係機関との連携による、被害者及び家族の支援を行います。

また、セクシュアル・ハラスメントについて、相談体制等の整備と支援の充実を図ります。

<主な施策・事業>

ドメスティック・バイオレンスに関する相談・支援体制の充実
関係機関と連携した被害者及びその家族に対する支援の充実
セクシュアル・ハラスメントに関する相談・支援体制の充実

(重点目標)

(5) 男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

倉吉市における女性の受診状況は、平成26年度(2014年度)調査で「子宮がん検診」16.1%、「乳がん検診」9.7%であり、県内他市に比べて低い状況があります。

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重し思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会において基本となることです。特に近年は、男女の性差に応じた性差医療が推進されているとともに、女性は妊娠・出産という可能性もあるなど生涯を通して適切な健康の確保、保持増進が求められています。

【施策】 男女の健康支援と妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発

心身及びその健康について正確な知識・情報を得るための学習機会の提供や健康の維持・向上に向け、生涯を通じて男女が健康で過ごせる対策を推進します。

<主な施策・事業>

妊娠・出産に関する制度の充実
男性の自立支援を図る講座の開催
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ 16に関する情報提供

○性別、年齢等に関わらず、全ての人が生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るための環境整備・健康支援

基本目標 2 職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進 （重点目標）

（１）職場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

女性の就業環境は、男女雇用機会均等法 17 や育児・介護休業法 18 などの施行により法律や制度は改善されてきていますが、固定的性別役割分担意識や男性中心の職場意識、雇用機会や待遇面などでの男女格差など依然として厳しい状況があります。

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、職場について「男性が優遇されている」と回答した人は54.1%あり、「管理職に男性が多い」と回答した人は62.7%、職場での「ストレスが多い」と回答した人は44.0%、「賃金・昇給・定年制など待遇に男女格差がある」と回答した人は29.9%で、「男性が優遇されている」と感じる人の割合が前回調査時より若干増加傾向にあります。

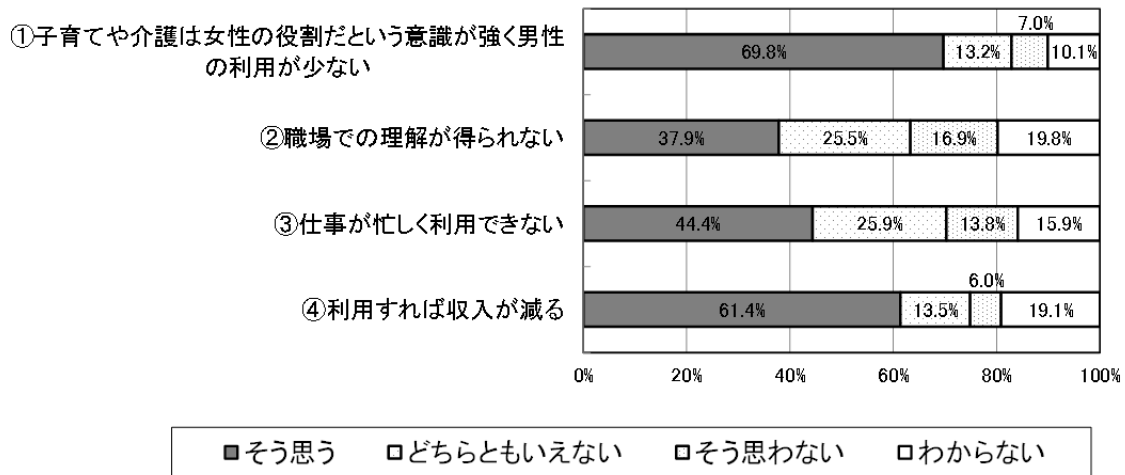
しかし、一方で「女性がいきいきと仕事をしている」と回答した人は、40.7%あり、「子どもの学校行事などへ参加するための休暇が取りやすい」と回答した人は51.2%でした。また、男女が対等に働くために必要なことは、「結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる」、「男女ともに能力に応じた昇進、昇格を行う」、「賃金や昇給の男女格差をなくす」、「男女ともに育児・介護休暇をとりやすいようにする」などへの回答が多くありました。

育児休業制度は45.7%、介護休業制度は、48.4%の人が「給与の補償があれば利用したい」と回答し、「利用すれば収入が減る」と回答した人は61.4%、「仕事が忙しく利用できない」と回答した人は44.4%、「職場での理解が得られない」と回答した人は37.9%でした。育児休業制度・介護休業制度を利用するには、収入の確保や職場の理解が必要であると感じている人が多いと推察されます。

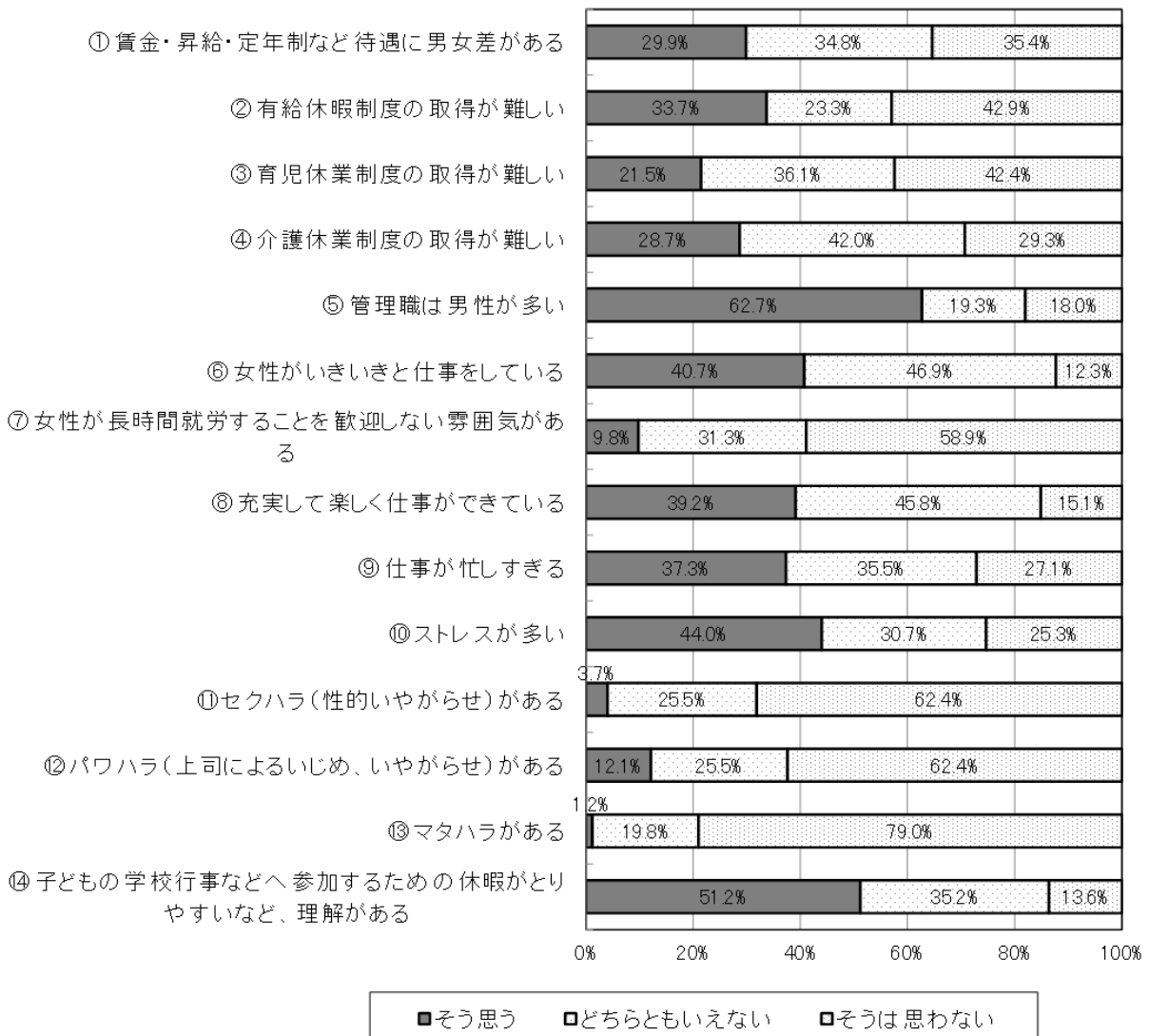
また、近年職場において妊娠や出産した方に対する精神的・肉体的な嫌がらせとして、「マタニティ・ハラスメント」が問題視されるようになってきているとともに、小規模の事業等においては従業員が少なくて休みを取れないことや、保護者が育児を優先しようと思えばパートタイム労働への転換や仕事を辞めざるを得ないことも考えられます。

このため、男女ともにライフスタイルに合わせた仕事と家庭の両立ができる多様な働き方をめざす雇用環境の整備や男性の働き方の見直しが求められるとともに、女性が自らの意思でその個性と能力を発揮し、職業生活において活躍することができるよう、相談体制の整備、積極的な女性の登用、就労、起業等に向けた一層の取り組みを推進していく必要があります。

問9 「育児休業制度」、「介護休業制度」の利用についての意識



問14 現在職業をお持ちのかたにおたずねします。※職場の現状



【施策】 職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保

性別に関係なく個性と能力が十分に発揮することのできる環境の整備が人材の有効活用や経営の効率化につながるという意識啓発を推進します。

<主な施策・事業>

- 企業への情報提供と積極的な事業所へのPR活動
- 企業訪問による働きかけ

【施策】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女がともに仕事、家庭生活、地域活動に、ライフスタイルに応じて参画することが、企業や経済社会の活性化につながり個人のゆとりある生活の充実につながるという考え方の普及を図ります。

<主な施策・事業>

- ワーク・ライフ・バランス 19に関する情報提供と講演会の開催
- 男性の働き方を見直す取り組みとして、日常的に家事に積極的に関わっている男性を「家事メン」、部下の仕事と家庭の両立を応援し自らも実践する上司のことを「イクボス」と呼び、PRします。
- ワーク・ライフ・バランス推進の好事例となる、倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰により団体・個人の紹介等を行い、他の事業主の女性活躍推進に向けた取り組みを促進します。

【施策】 女性の職業生活における活躍の推進

正規雇用、非正規雇用と言った雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に就労している女性はもちろん、これから働こうとする女性も含め、知識・経験を蓄積した女性の出産・育児等による離職を防ぎ継続就業及びキャリアアップを支援します。

<主な施策・事業>

- 企業における女性の管理職登用にに向けた啓発と推進
- 女性の就労相談事業の実施及び就労・子育てサービスに関する情報提供
- 関係機関や図書館などの身近な社会教育施設との連携による再就職のための講座の開催や情報提供
- 働く女性の学びと交流を支援するネットワークづくりの推進
- 女性の再就業、資格取得、キャリアアップを支援する講座の開催
- 女性活躍による地域活性化と企業の人材育成を図ることを目的とした異業種間交流会の開催

【施策】 農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進

農業、商工業に従事する女性に対して、女性の役割の重要性と一人の労働者としての権利が確保されるよう学習機会の提供に努めます。また、起業をめざす女性に対して、事業経営に関する知識や情報を提供することで女性の起業を推進します。

<主な施策・事業>

- 「家族経営協定」 20の締結の推進と制度の周知
- 女性農業者への能力開発支援
- 相談・指導及びチャレンジ支援の啓発と情報提供

(重点目標)

(2) 地域における男女共同参画の実現

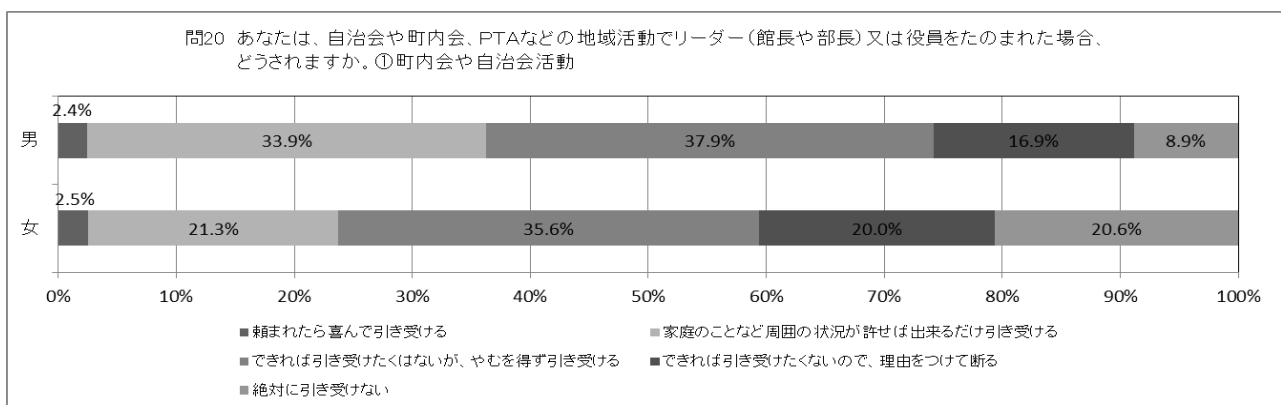
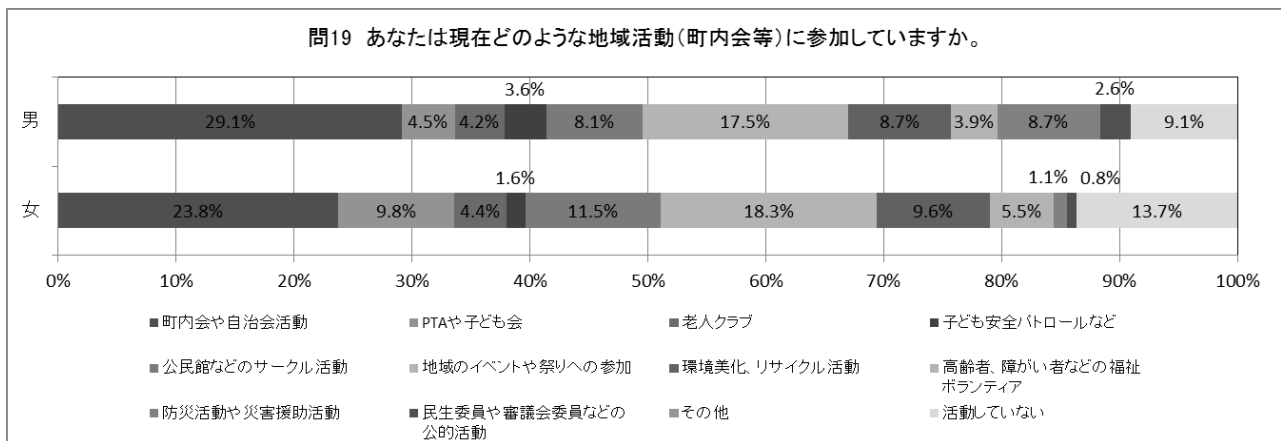
【現状と課題】

「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」では、地域活動への参加について24.7%の人が町内会や自治会活動に参加しており、「イベントや祭り」は17.9%、「環境美化・リサイクル活動」は9.2%、「活動していない」人は11.6%でした。また、自治会や町内会の役員（館長や部長）を頼まれた場合、男性の25.8%、女性の40.6%が「理由をつけて断る」、「絶対に引き受けない」と回答しています。多くの人が地域での活動に積極的に参画していない現状と、かかわりを避けようとする状況が伺えます。

地域活動における傾向として、子ども会（育成会）や保護者会、PTAなど、子どもに関わる活動については女性の比率が高く、それ以外の活動においては男性中心となっている状況がみられます。自治公民館においては、館長をはじめ、役員に占める女性の割合は低く、総会など物事を決めていく会議等への出席についても男性中心の傾向にあります。これは、家庭内の役割分担において、女性は家事や子育てが中心で、男性は外部との付き合いが中心となっていることが原因と思われる。

倉吉市では、以前から「人権（同和）教育町内学習会」を開催し、同和問題をはじめとする様々な人権課題を学習することとおして、地域住民の人間関係を深めると同時に身近な生活課題や地域課題を解消することに繋げて取り組んできましたが、今後も一層の推進が必要です。

また、少子高齢化等の地域が抱える諸課題も多くある中で、活力ある地域社会を維持・向上していくためには、女性の視点による地域づくりの推進と、子どもから高齢者までの地域の構成員が男女、年代を超えて交流・参画し、誰もがその持てる個性と能力を發揮し、不十分な部分はみんなで補い合いながら支えあう男女共同参画社会の実現が求められています。



【施策】 地域活動への男女の積極的参画の促進

自治公民館活動などの地域活動への女性参画を促すため役員への女性登用や地域の慣行、しきたりについて、男女共同参画の視点に立った啓発を推進します。

<主な事業>

同和教育町内学習会等地域における男女共同参画に関する学習の推進

「くらしよ男女共同参画推進スタッフ」等による地域内での啓発推進

○自治公民館活動などの地域活動への女性参画を促すための啓発及び促進

【施策】 みんなで支えあう地域づくりの推進

地域における防災・防犯活動、福祉活動、環境保全、美化活動などの地域課題の解消や地域づくりに向けた自主的な取り組みを支援し、女性の視点を反映した活動としていくなど、女性の参画が拡大する取り組みを推進します。

<主な事業>

地域活動における女性リーダーの人材育成講座等の開催

自主防災組織、消防における男女共同参画の推進

(重点目標)

(3) 家庭における男女共同参画の実現

【現状と課題】

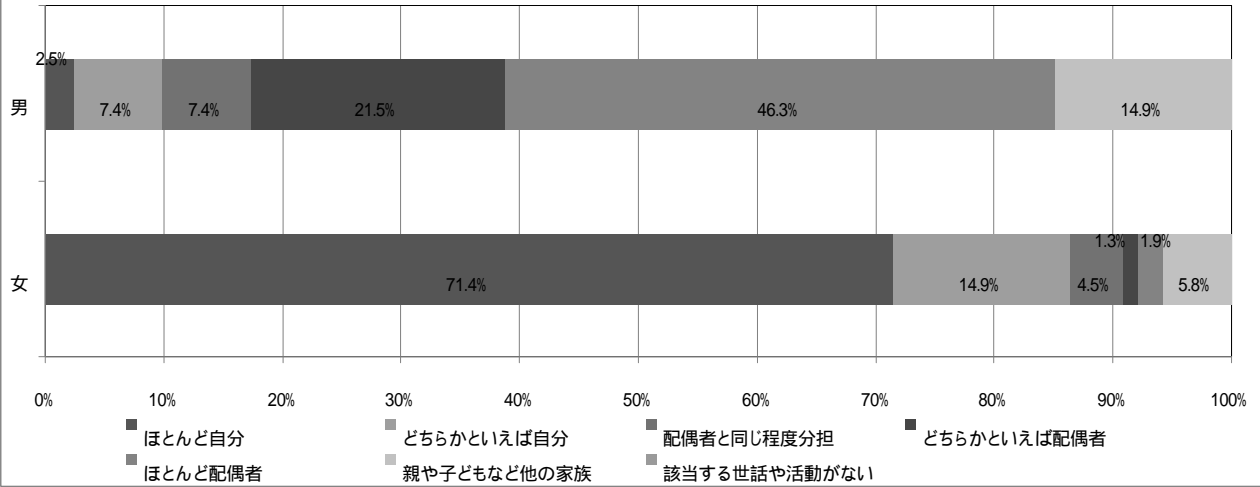
「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」における「家庭での仕事の役割分担」の結果では、男女別の集計によると「食事のしたく」の項目では、86.3%、「食事の片付け」83.2%、「洗濯」81.3%と、その役割を担う女性の割合が前回調査より高くなっています。そして、「日常の買い物」、「小さい子どもの世話」、「介護・看護」なども女性の割合が高く、日常生活の大半を女性が担っている現状があります。

家庭の構成員がいきいきと生活し、それぞれが自己実現を図っていくとともに、男女がともに多様な活動に参加できる社会を実現するためには、女性に偏りがちな家庭での仕事の分担の見直しを行うとともに、男女が働きながら子どもを産み育てることができる環境と地域活動等に参加しやすい環境の整備が必要です。

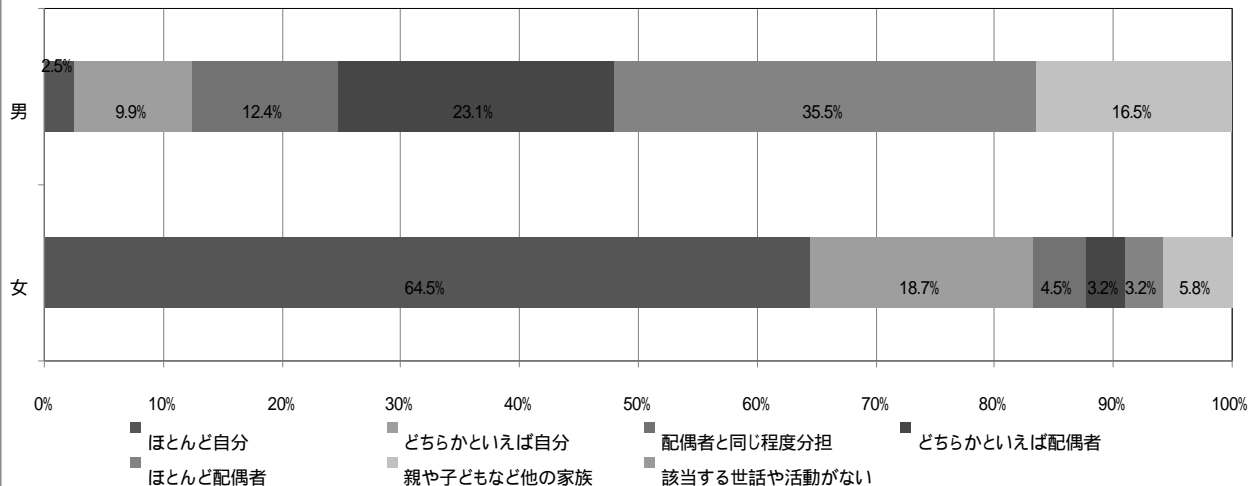
また、固定的な性別役割分担意識を変革し、男性の家庭生活での自立を図る必要があります。そのためにも、ワーク・ライフ・バランスの意義について、社会全体に浸透させていく必要があります。

さらに、子どもは将来的に進学や就職により、家庭を出て一人暮らしを始め、新たな家庭を築いていくこととなりますが、子どもの頃から家庭の中で、性別に関係なく家事の分担や手伝いをするなど、家庭内の役割分担を見直していく必要があります。

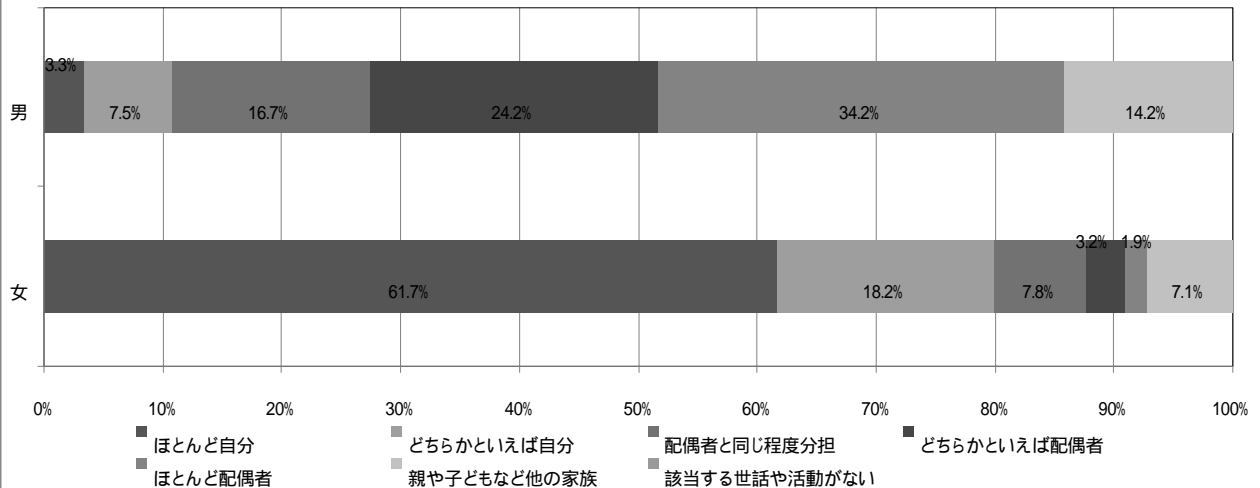
問5 あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。 食事のしたく



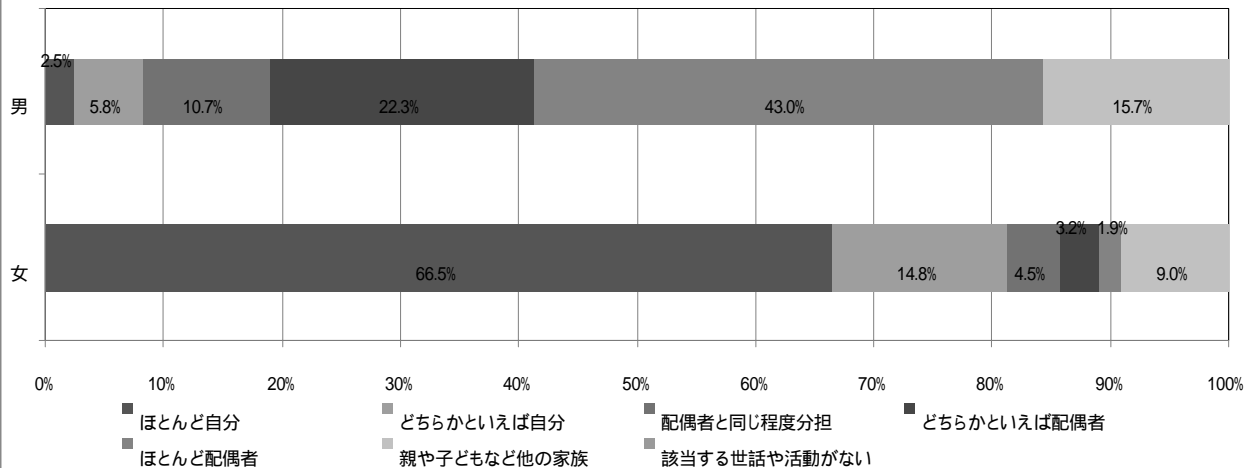
問5 あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。 食事の片づけ



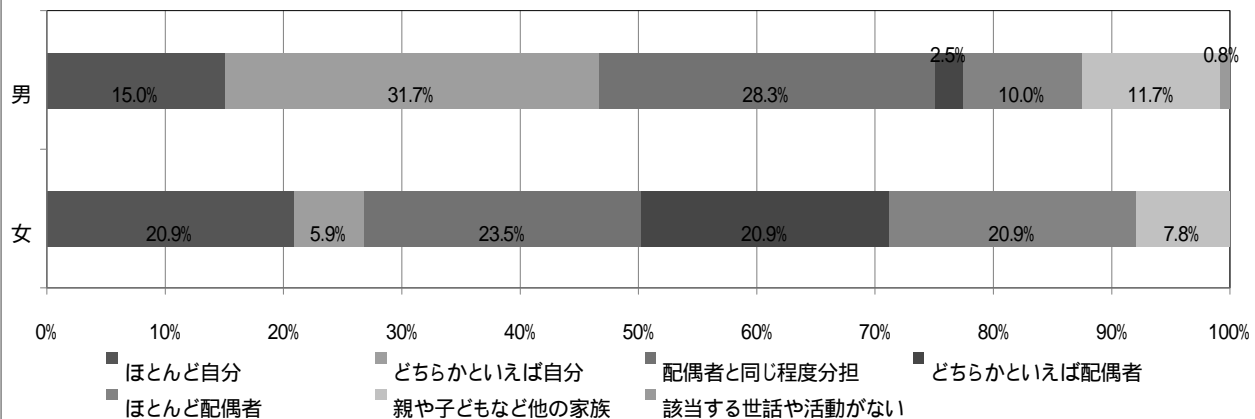
問5 あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。 掃除



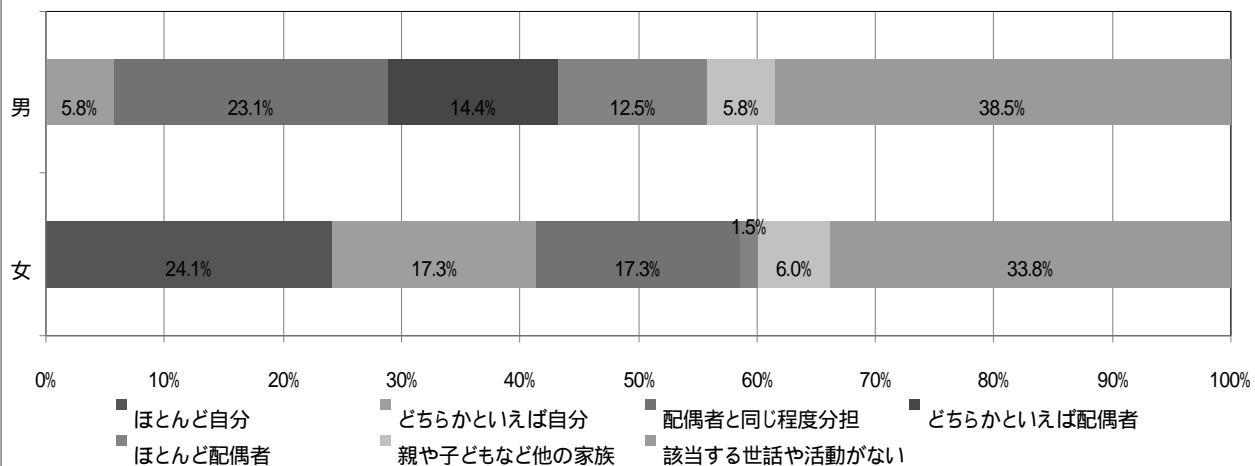
問5 あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。 洗濯

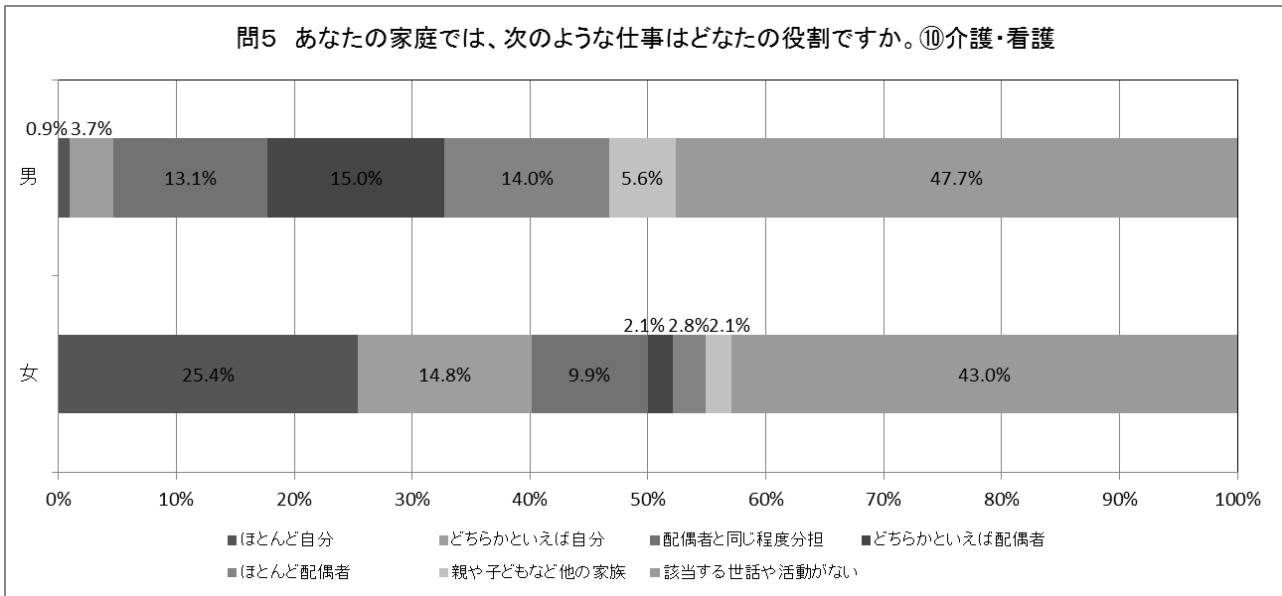


問5 あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。 家計を支える



問5 あなたの家庭では、次のような仕事はどなたの役割ですか。 子どもの教育・しつけ





【施策】 家事・育児・介護への男性の参画の促進

各種研修会等において、家庭生活における責任を男女がともに担う意識を高め、男性の家事、育児、介護に関する技術習得等を支援します。

< 主な施策・事業 >

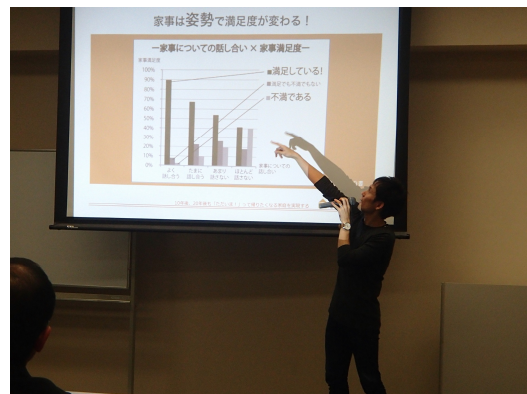
- 男性の家庭生活における参画を視野に入れた各種講演会、研修会の開催
- 子どもの頃から家事の分担や手伝いを習慣づけていくための啓発
- 相談体制の充実と情報提供

【施策】 両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大

育児・介護休業制度等の定着を促進するとともに働き続けやすい環境づくりを進めます。

< 主な施策・事業 >

- 育児・介護に関する支援サービスの充実
- 各種機関団体との連携による相談体制の充実と情報提供
- 講演会、研修会の開催
- 両立支援に関する企業への情報提供



基本目標 3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

(重点目標)

(1) あらゆる場における男女共同参画の実現

【現状と課題】

倉吉市における外国人登録者数は、平成28年(2016)2月末現在233人で、国籍別では中国68人、韓国・朝鮮54人、フィリピン51人等、男女別では、女性が160人となっています。さらに、日本国籍を有する外国人も暮らしています。それらの人々は特に、言葉や文化、宗教などが異なる異国での生活や子育てについて、多くの女性が不安を抱き困難さを感じています。今後も国際化が進展するなかで、民族をはじめとする文化や習慣が異なる様々な人が同じ地域の一員として受け入れられ、安心して暮らせるまちづくりが求められています。異文化を尊重し相互理解と相互協力を視点に外国人も含めて誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりに取り組む必要があります。

そして、近年は社会状況の変化により貧困が増加している状況の中で、特に女性が出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことを背景に生活上の困難に陥りやすい状況があります。また、障がいのある女性、外国にルーツを持つ女性 21 など、女性であることによって複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。高齢者や障がいのある人等、誰もがその意欲や能力に応じて社会とかかわり、地域社会で充実した暮らしができるよう社会参画の機会の提供や環境の整備が必要です。

【施策】 高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進

家庭生活における自立を図るとともに、社会を支える一員として地域とのつながりを深めるための取り組みを推進します。

<主な施策・事業>

高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知

「倉吉市障がい者プラン」に基づいた支援サービスの充実

「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画 22」に基づいた支援サービスの充実

【施策】 国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進

国際化が進展する中で、異なる文化、生活習慣などについて認め合い相互理解を深めるための情報提供や学習会の提供、国際交流について、鳥取短期大学、公益財団法人鳥取県国際交流財団 23、鳥取県中部地区日韓親善協会 24、Tori フレンド network 25 等の民間交流団体と連携を図りながら推進します。

<主な施策・事業>

女性の人権に関する国際的な条約、女性に関わる法律や制度などの情報収集及び提供
交流事業の推進

国際理解講座の開催

【施策】 外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進

外国にルーツを持つ人が安心して暮らしやすい環境の整備を推進するため、情報提供や相談窓口の充実を推進します。

<主な施策・事業>

相談機関の充実と情報提供

外国語版表記による情報提供

就学前教育・保育機関、学校等の交流会等による啓発

市民と外国にルーツを持つ人が共同で取り組む交流活動

外国にルーツを持つ人のための日本語学習講座の開催

男女共同参画を実現するプランの推進

男女共同参画社会の実現のためには、市が全庁的に男女共同参画の視点で地域づくり、まちづくりに向けた諸施策を総合的かつ効果的に推進することが必要です。また、施策の実施に当たっては、市民意識調査等により市民のニーズを把握し、市民、事業者、国、県その他の地方公共団体と協働で行うことにより、市民的な広がりをもった推進を図ります。

そして、プランの成果を把握するため年次報告書を作成し、倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を求め市民に公表します。

【施策】推進体制の充実

<主な施策・事業>

倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催

倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会 26の開催

市民からの男女共同参画に関する施策に対する苦情、性別による差別的取扱いその他の相談窓口の充実

女性職員の昇進・管理的役職への積極的登用にに向けた計画的育成

ハラスメント防止に関する職員の相談・苦情窓口の充実

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進

○くらし男女共同参画推進スタッフ会の設置による啓発推進

【施策】市民・事業者との連携・協働と啓発の充実

<主な施策・事業>

「くらし男女共同参画推進スタッフ」、「あすをつくる倉吉女性塾」等の男女共同参画関係機関等との連携・共同による啓発の推進

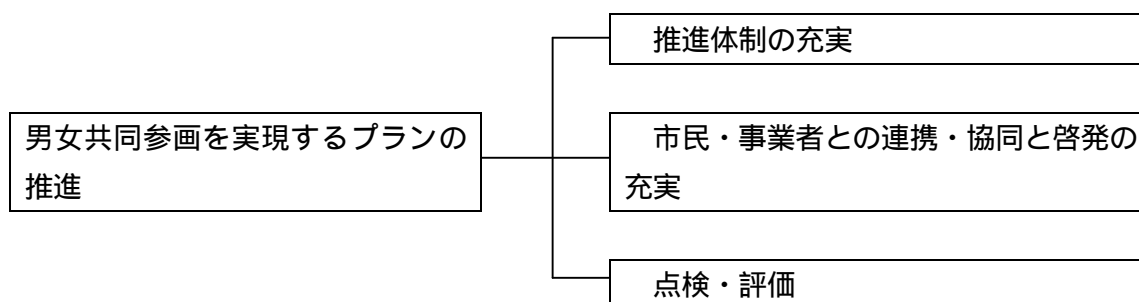
国及び他の地方公共団体と連携した啓発等の推進

市民・事業者・団体及びNPO 27等との連携・協働による研修会・講座等の開催

【施策】点検・評価

<主な施策・事業>

プランの進捗状況について各課からの計画・実績・評価を毎年取りまとめ、倉吉市男女共同参画推進市民会議に報告し、情報を市民に公開します。



○成果を測定するための指標

指標名	指標の説明（出典）	現状値 （平成 27 年）	目標値 （平成 32 年）
公的審議会の女性登用率【％】	各種審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	31.6％	40.0％
倉吉市女性人材登録制度による登録数【人】	平成 23 年 4 月創設した市の制度。市の審議会委員や講師として活用	37人	50人
男女ともに働きやすい職場環境を構築する男女共同参画推進企業の認定数【社】	平成 16 年 2 月創設された、鳥取県の認定制度による倉吉市内の認定事業者数	65社	100社
社会における男女の機会均等がはかられていると 思っている市民の割合【％】	【市民意識調査より】 「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合	37.3％	50.0％
男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと考えている市民の割合【％】	【市民意識調査より】 「その通りと思わない」、「どちらかと言えばその通りと思わない」と回答した割合	79.8％	85.0％
家庭における家事、子育て、介護等を男女で分担して行っている市民の割合【％】	【市民意識調査より】 「分担して行っている」、「どちらかと言えば分担して行っている」と回答した割合	55.3％	67.0％
倉吉男女共同参画推進まちづくり表彰の表彰件数【累計件数】	平成 27 年 2 月に創設した市の表彰制度による表彰件数	4件	40件

倉吉市民意識調査は、平成 27 年 4 月 24 日現在本市に住所を有し、かつ平成 27 年 4 月 24 日現在で 20 歳以上の方（準世帯は除く）から 2,500 人を年齢層ごとの人口比率に応じて無作為に抽出し、郵送等によるアンケート調査の配布・回収の方法で実施した。

資 料

目次

前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 基本的施策（第8条 第17条）

第3章 倉吉市男女共同参画推進市民会議（第18条 第22条）

第4章 補則（第23条）

附則

市は、倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例(平成6年倉吉市条例第20号)を制定し、人権を尊重する社会を目指したまちづくりを進め、また、くらし男女共同参画プランを策定し、倉吉市男女共同参画都市宣言(平成15年)を行うなど、男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んできました。しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識が依然として根強く存在しており、真の男女共同参画の達成には、まだ多くの課題が残されています。

また、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、急速に変化する社会環境に対応していく上で、一人ひとりの人権が尊重され、社会のあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要です。

このような中で、市民参加による条例づくりを目指して発足した倉吉市男女共同参画推進条例をつくる会において、幅広い市民の多様な考えを集約した提言が取りまとめられたところです。

市は、この提言を踏まえ、市、市民及び事業者との協働により男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進することを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう努めるとともに、第18条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(普及広報活動)

第10条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 市は、学校教育をはじめとする家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の関心と理解を深めるため、倉吉市男女共同参画推進月間を設けるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第13条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、子育て、家族の介護等において必要な施策を積極的に推進するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第14条 市長その他の市の執行機関は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(相談申出への対応)

第 15 条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して、市民又は事業者から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第 16 条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、第 18 条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第 17 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第 3 章 倉吉市男女共同参画推進市民会議

(市民会議の設置)

第 18 条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、倉吉市男女共同参画推進市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(市民会議の組織等)

第 19 条 市民会議は、15 人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(市民会議への委任)

第 22 条 第 19 条から前条までに定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

第 4 章 補則

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 18 条から第 22 条までの規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第 8 条第 1 項の規定に基づき策定された計画とみなす。

倉吉市男女共同参画推進本部設置規程

(平成17年11月1日訓令第16号)

(設置)

第1条 倉吉市男女共同参画推進条例(平成16年倉吉市条例第30号)第17条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策(以下「施策」という。)について、円滑かつ効果的に推進するため、倉吉市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、企画振興部長をもって充てる。

3 本部員は、倉吉市企画審議会規程(平成9年倉吉市訓令第5号)第2条第3号から第10号までに掲げる者のうちから本部長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務を効果的に遂行するため、推進本部に幹事会を置き、代表幹事及び幹事をもって組織する。

2 代表幹事は、人権局長をもって充てる。

3 幹事は、市職員のうちから本部長が任命する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画振興部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月21日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月21日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

くらし男女共同参画推進スタッフ会設置要綱

(設置)

第1条 倉吉市男女共同参画推進条例(平成16年倉吉市条例第30号)第17条の規定に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、市民と行政がともに連携をとりながら家庭、地域及び職場において男女共同参画の理解を深めるための啓発活動を行う「くらし男女共同参画推進スタッフ会」(以下「スタッフ会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 スタッフ会は、次に掲げる役割りを担うものとする。

- (1) 男女共同参画に対する住民への理解を推進すること。
- (2) 市が行う住民に対する啓発活動への協力に関すること。

(構成)

第3条 スタッフ会は、次に掲げる者(以下「スタッフ」という。)を持って構成する。

- (1) 倉吉市各地区自治公民館協議会からの推薦を得た男女各1名。
- (2) 商工関係団体等からの推薦を得た者。
- (3) 公募による者。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 スタッフ会にリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、スタッフの互選によりこれを定める。
- 3 リーダーは、スタッフ会の会務を総理し、スタッフ会を代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 スタッフの任期は、1年とする。

- 2 スタッフは、再任することができる。

(庶務)

第6条 スタッフに関する庶務は、企画振興部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱

平成27年2月2日要綱

(目的)

第1条 この要綱は、倉吉市男女共同参画推進条例（平成16年倉吉市条例第30号。以下「条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の固定的役割分担意識の是正その他の男女共同参画社会の実現に向け貢献した市民及び事業者を表彰することにより、男女共同参画社会の形成に対する市民及び事業者の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象となる者（以下「対象者」という。）は、男女共同参画社会の推進に関し、次のいずれかに該当する取組を積極的に行っている市民及び事業者とする。

- (1) 自治公民館その他の地域活動で男女が対等な構成員として社会参画に努めること、男女の固定的役割分担意識の是正に努めることその他の男女共同参画社会の実現に向け貢献する取組
- (2) 一人ひとりの個性と能力が発揮される機会を確保するための能力開発、人材育成等又は家庭生活と仕事の両立に向けた環境整備に貢献する取組
- (3) その他男女共同参画社会の実現に努め、及び貢献する取組

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次のいずれかに該当する場合は、原則として表彰の対象としない。

- (1) 同一の取組内容で既にこの表彰を受賞したもの
- (2) 罰金以上の刑に処せられたもの。(刑の言渡しの効力を失われたものとされたものを除く。)

(応募又は推薦)

第4条 表彰は、対象者からの応募又は第三者からの推薦があったもののうちから選考し、行うものとする。

2 前項の応募又は推薦は、倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰応募・推薦用紙（別記様式）を提出することにより行うものとする。

(被表彰者の選考基準)

第5条 表彰を受けるもの（以下「被表彰者」という。）の選考基準は、別表に定めるところによる。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、被表彰者を決定しようとするときは、倉吉市男女共同参画推進市民会議に諮問し、その意見を聴くものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、倉吉市男女共同参画推進月間に被表彰者に対し、表彰状を贈呈してこれを行う。

2 市長は、表彰状の贈呈に併せて、予算の範囲内で記念品を添えることができる。

(公表)

第8条 市長は、被表彰者を表彰したときは、広報への掲載その他の方法により、公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

別表(第5条関係)

「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰参考例」

選考基準の概略

次に掲げる参考例に一つでも該当するものがあれば表彰選考の対象とする。ただし、「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰応募用紙」に記載された活動内容及びこれまでの取組についても選考の対象とする。

1 自治公民館、PTA、老人クラブ等各種市民団体

(自治公民館)

- ・ 規約に男女比率の均衡を図ることができるような役員の登用規定がある。
- ・ 自治公民館長又は副館長が女性である。
- ・ 役員の男女比率のバランスがとれている。
- ・ この2年～3年、役員の男女比率の均衡に向けて努力し、実際に、若干でもバランスがとれている。
- ・ 男女が共に地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域活動(まちづくり、環境美化、自主防災組織等)に参加している。

(PTA、老人クラブ、市民団体など)

- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に貢献した。
- ・ 従来、女性(男性)の登用・参画が進んでいない分野に進出・参画し、活躍している。
- ・ 規約に男女比率の均衡を図ることができるような役員の登用規定がある。
- ・ 役員の3割以上が女性(男性)である。
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け、取組を推進している。

2 事業者(企業、自営業者等)

- ・ 事業者の代表者が女性である。
- ・ 鳥取県男女共同参画推進企業として認定されている(改正育児・介護休業法に対する就業規則の整備、男女機会均等法によるセクシャルハラスメント対策が講じられている。)
- ・ 子連れで出勤できる体制づくりがある。
- ・ 女性管理職(店長)の登用を推進している。
- ・ 採用時に育児・介護をしても障害にならない。
- ・ 家庭と仕事の両立(ワークライフバランス)に努めている。
- ・ 雇用数に男女の差がなくなるよう努めている。
- ・ 女性の提案による改革等を行っている。
- ・ 労働条件、業務に男女の差がない。
- ・ 出産が退職の理由にならない。
- ・ 男性の育児休暇の取得に努めている。
- ・ 職員の育児休暇、介護休暇の取得に努め、この2年～3年取得者が増加した。
- ・ 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)を取り入れている。
- ・ 家族経営協定を締結している。
- ・ 子どもの参観日等への職員(保護者)の参加について配慮している。
- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に向け貢献した。

3 個人

- ・ 男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に貢献した。
- ・ 従来、女性(男性)の登用・参画が進んでいない分野に進出・参画し、活躍している。
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れ、まちづくり、観光、環境、防災等の分野における地域課題の解決に向け取組を推進している。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）
倉吉市長

応募者 ・ 推薦者

住 所

氏 名

（フリガナ）

電話番号（ ） -

F A X 番号

倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰（応募・推薦）用紙

被表彰者と したいもの	住 所	
	氏 名	
	代表者名 （市民団体・ 事業者の場合）	
	電話番号	
	職業又は業種	
該当する内容の 番号に を付け てください。	<p>1 自治公民館など地域活動で女性の社会参画に努めるとともに、また、男女の固定的役割分担意識の是正に努めるなど、男女共同参画社会の実現に向け貢献した市民団体</p> <p>2 能力開発や人材育成など女性の積極的活用と、家庭生活と仕事の両立に向けた環境整備に努め貢献した事業者</p> <p>3 その他、男女共同参画社会の実現に努め貢献した個人及び市民団体、事業者</p>	
活動内容及びこ れまでの取組に ついて、記入して ください。		

活動内容等が書ききれない場合は、別紙に記入してください。必要に応じて、補足資料や活動内容の資料等がありましたら添付してください。

倉吉市男女共同参画推進市民会議委員

(平成27年4月1日～平成29年3月31日)

	氏名	所属	備考
1	相見 槻子	倉吉市人権教育研究会	
2	大月 悦子	公募	
3	岡本 保夫	倉吉市公民館連絡協議会	副会長
4	坂本 秀隆	倉吉市自治公民館連合会	
5	柴田 耕志	倉吉商工会議所	
6	田倉 叔子	公募	
7	竹森 民枝	公募	
8	谷本 静枝	公募	会長
9	中江 雅文	有識者	
10	八田 学	倉吉市立中学校長会	
11	福井 靖子	倉吉男女共同参画推進会議	
12	山本 伴子	JA鳥取中央女性会倉吉支部	

男女共同参画関係年表

	世界	日本	倉吉市
昭和20年 (1945年)	国際連合誕生		
昭和21年 (1946年)	婦人の地位委員会発足	史上初の婦人参政権確立 「日本国憲法」公布	
昭和29年 (1954年)			倉吉市連合婦人会結成
昭和42年 (1967年)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択		
昭和47年 (1972年)	1975年を国際婦人年とすることを宣言		
昭和49年 (1974年)			倉吉市婦人連絡会結成
昭和50年 (1975年)	国際婦人年世界会議開催(メキシコシティー: 第1回世界女性会議) 「世界行動計画」採択 1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と決定	内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 総理府婦人問題担当室業務開始 育児休業奨励金制度発足 国際婦人年記念日本婦人問題会議開催	
昭和51年 (1976年)	「国連婦人の10年」始まる ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	「民法等の一部を改正する法律」施行(離婚復氏制度)	
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」決定 国立婦人教育会館開館	
昭和54年 (1979年)	第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980年)	国連婦人の10年中間年世界会議開催(コペンハーゲン: 第2回世界女性会議) 「女子差別撤廃条約」署名式開催(75カ国)	「女子差別撤廃条約」署名 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」成立(配偶者の相続分引き上げ等)	
昭和56年 (1981年)	「女子差別撤廃条約」発効 ILO156号条約採択	「国内行動計画後期重点目標」決定	

	世界	日本	倉吉市
昭和57年 (1982年)			倉吉市婦人団体連絡協議会 結成
昭和59年 (1984年)	ナイロビ世界会議の ためのエスカップ地域政 府間準備会議開催(東 京)	アジア・太平洋地域婦人国際 シンポジウム開催 「国籍法及び戸籍法の一部 を改正する法律」成立(国籍の 父母両系主義等)	
昭和60年 (1985年)	国連婦人の10年最終 年世界会議開催(ナイロ ビ:第3回世界女性会 議) 「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦 略」採択	「国民年金法等の一部を改 正する法律」成立(女性の年金 権の確立) 「男女雇用機会均等法」成立 「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986年)		「男女雇用機会均等法」施行	
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988年)		「婦人週間40周年記念全国 会議」開催	
平成2年 (1990年)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦略 に関する第1回見直しと 評価に伴う勧告及び結 論」採択	「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」見直し方針決 定	
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」第1次改定	
平成4年 (1992年)		「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣任命(内 閣官房長官兼任) 「農村漁村の女性に対する 中長期ビジョン」発表	
平成5年 (1993年)		「パートタイム労働法」施行 中学校において、技術・家庭 科の男女履修	
平成6年 (1994年)	ESCAP地域準備会議 「ジャカルタ宣言」(地域 行動計画を含む)採択	総理府に男女共同参画室を 設置 男女共同参画審議会を設置 男女共同参画推進本部を設 置 法制審議会民法部会、選択 的夫婦別姓の導入を含む試案 を了承 高等学校において、家庭科 の男女履修	倉吉市婦人連絡会を倉吉市 女性連絡会に改称

	世界	日本	倉吉市
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議 開催(北京) 「北京宣言及び行動綱 領」採択 国連人権委員会「女 性に対する暴力をなくす 決議」採択	育児休業法を大幅改正し「育 児・介護休業法」成立 「ILO156号条約(家族的責 任を有する男女労働者の機会 及び待遇の均等に関する条 約)」批准	生涯学習促進総合事業にお ける「男女共同参画社会づくり モデル市町村事業」の指定(倉 吉市教育委員会生涯学習セン ター) 倉吉市女性問題意識調査
平成8年 (1996年)	第83回ILO総会「家内 労働に関する条約及び 勧告」採択	「男女共同参画2000年プラ ン」策定 男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発足 選択的夫婦別姓の導入等民 法改正法案要綱を決定・答申	企画部企画課女性政策担当 設置 女性交流室設置(生涯学習 センター内) 女性活動アドバイザー設置 「くらし男女共同参画プラ ン」策定 「倉吉市あらゆる差別をなく する総合計画」策定(第3章男 女共同参画社会の実現)
平成9年 (1997年)	第41回婦人の地位 向上委員会開催(ニュー ヨーク)	「男女雇用機会均等法」改正 (平成11全面施行) 「介護保険法」成立(平成12 年施行) 総理府「男女共同参画審議 会」設置	
平成11年 (1999年)	国連総会「女性に対 する暴力撤廃国際日 (11月25日)」を制定	「男女共同参画社会基本法」 成立・施行 「食料・農業・農村基本法」成 立・施行 男女共同参画審議会「女性 に対する暴力のない社会を目 指して」答申	倉吉市男女共同参画推進懇 話会設置 倉吉市における男女共同参 画の現状と対策について中間 報告
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2 000年会議」(ニューヨ ーク)「政治宣言」「北京宣 言及び行動綱領実施の ための更なる行動とイニ シアチブ」採択 「女性差別撤廃条約 選択議定書」発効	「児童虐待防止法」成立・施 行 「ストーカー行為規制法」成 立・施行 男女共同参画審議会「女性 に対する暴力に関する基本的 方策について」答申 男女共同参画審議会「男女 共同参画基本計画策定に当 たつての基本的な考え方」答申 「男女共同参画基本計画」策 定 「男女共同参画週間につい て」男女共同参画推進本部決 定	女性政策の推進から男女共 同参画推進に変更される。 倉吉市男女共同参画推進懇 話会開催 第2次男女共同参画プラン 策定に係る市民意識調査 「第2次くらし男女共同参 画プラン」策定

	世界	日本	倉吉市
平成13年 (2001年)		男女共同参画会議設置 内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)施行 「男女共同参画週間」開始 閣議決定「仕事と子育ての両 立支援策の方針について」 男女共同参画推進本部決定 「女性に対する暴力をなくす運 動について」	鳥取県男女共同参画センタ ー「よりん彩」倉吉未来中心に 設置 第2次くらし男女共同参画 プランを倉吉市ホームページで 広報
平成14年 (2002年)		「少子化対策プラスワン」決 定	
平成15年 (2003年)	女子差別撤廃条約履 行状況に関する我が国 の報告書審議	男女共同参画推進本部決定 「女性のチャレンジ支援策の推 進について」 男女共同参画社会の将来都 市像検討会開催 「次世代育成支援対策推進 法」成立	生活環境部人権局人権政策 課男女共同参画係設置 「倉吉市男女共同参画推進 条例づくりをすすめる会」開催 男女共同参画「フォーラム」 開催(倉吉市・鳥取県男女共同 参画センター「よりん彩」共 催) 男女共同参画都市宣言
平成16年 (2004年)		男女共同参画推進本部決定 「女性国家公務員の採用・登用 の拡大等について」 男女共同参画会議に対し、 男女共同参画基本計画に関す る諮問 「配偶者暴力防止法」改正 「配偶者暴力防止法」に基づ く基本方針」策定	倉吉市男女共同参画推進条 例をつくる会(市民公募18名) 開催 市内全地区公民館(関金を 含む)会場において市民の意 見集約 「倉吉市男女共同参画推進 条例」制定
平成17年 (2005年)	国連「北京+10」世界 閣僚級会合(ニューヨーク)	男女共同参画会議「男女共 同参画基本計画改定に当たっ ての基本的な考え方ー男女が ともに輝く社会へ」答申 「男女共同参画基本計画(第 2次)」策定	「倉吉市男女共同参画推進 条例」施行 倉吉市男女共同参画推進月 間(フォーラム)6月開催 第3次くらし男女共同参画 プラン策定委員会開催 倉吉市男女共同参画推進本 部、幹事会開催 倉吉市男女共同参画推進市 民会議開催 「第3次くらし男女共同参 画プラン」策定

	世界	日本	倉吉市
平成18年 (2006年)	第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合 (東京)	男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議開催
平成19年 (2007年)	第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合 (ニューデリー)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	くらし男女共同参画推進スタッフ設置 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議開催
平成20年 (2008年)		男女共同参画推進本部 「女性の参画加速プログラム」 「DV防止法」改正	倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議開催
平成21年 (2009年)		「次世代育成支援対策推進法」改正	くらし男女共同参画推進スタッフ設置要綱 倉吉市男女共同参画講演会 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議開催
平成22年 (2010年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	倉吉市男女共同参画推進月間6月開催 倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査実施 倉吉市男女共同参画講演会 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議開催 市民との協働による「女性塾」開催 「第4次くらし男女共同参画プラン」策定

	世界	日本	倉吉市
平成23年 (2011年)	UN Women 正式発足		倉吉市男女共同参画推進月間(6月)の実施 倉吉市男女共同参画推進講演会の実施 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会の開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催 くらし男女共同参画推進スタッフ会の開催 市民との協働による「女性塾」の開催
平成24年 (2012年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定	倉吉市男女共同参画推進月間(6月)の実施 倉吉市男女共同参画推進講演会の実施 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会の開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催 くらし男女共同参画推進スタッフ会の開催 市民との協働による「女性塾」の開催
平成25年 (2013年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行) 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。	倉吉市男女共同参画推進月間(6月)の実施 倉吉市男女共同参画推進講演会の実施 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会の開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催 くらし男女共同参画推進スタッフ会の開催 市役所内における推進方策の決定 市民との協働による「女性塾」の開催
平成26年 (2014年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月24日閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現」が掲げられる。 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo 2014)開催	倉吉市男女共同参画推進月間(6月)の実施 倉吉市男女共同参画推進講演会の実施 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会の開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議の開催 くらし男女共同参画推進スタッフ会の開催 市民との協働による「女性塾」の開催 「倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰要綱」の制定

	世界	日本	倉吉市
平成27年 (2015年)	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布	倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査実施 倉吉市男女共同参画講演会の実施 倉吉市男女共同参画推進本部、幹事会開催 倉吉市男女共同参画推進市民会議開催 市民との協働による「女性塾」開催 「第5次くらし男女共同参画プラン」策定

用語解説 (※ 1～※27)

- 1 ライフスタイル
その人の人生観、価値観を反映した生き方。生活の様式、営み方。
- 2 事業者
倉吉市男女共同参画推進条例に定義されており、市内に事務所または、事業所を有する法人及び個人その他団体のこと。
- 3 メディアリテラシー
テレビや新聞記事など、情報が流通する媒体(メディア)を取捨選択して活用する能力のこと。
- 4 性別による固定的役割分担意識
「男は仕事、女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
- 5 倉吉市男女共同参画推進月間
男女共同参画推進のための取り組みを、国の男女共同参画週間(6月23日～29日)と合わせ6月に行う。
- 6 くらよし男女共同参画推進スタッフ
くらよし男女共同参画推進スタッフ会設置要綱に定義されており、市内各地区自治公民館協議会からの推薦を得た男女各1名、商工関係団体等からの推薦を得た者、公募による者で構成されている。
- 7 女性のエンパワーメント
女性が「力をつけること」を言い、女性一人ひとりが、法的、経済的、政治的な力や自己決定能力などの力をつけていくことです。そのことにより、女性の社会的な力を高め、政策・方針決定過程へ参画していくことを目指している。
- 8 審議会
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会で、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めにより、その事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関。倉吉市においては国民健康保険運営協議会(平成27年4月1日現在)他25の審議会が設置されている。
- 9 委員会
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会で、法律の定めにより設置が義務付けられています。倉吉市においては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会が設置されている。
- 10 鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」
鳥取県の男女共同参画社会をつくるための、学習、啓発、情報提供、相談、活動支援を行っていく拠点施設です。誰でも自由に利用ができる交流サロンや図書貸し出し、保護者同伴で利用できる子ども室などが完備されている。(倉吉未来中心1階)
- 11 ライフステージ
人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階のことを言います。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
- 12 DV(ドメスティック・バイオレンス)
配偶者や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことを言い、DVと略されます。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力などいろいろな形で身近に存在します。配偶者からの暴力の防止

及び被害者の保護に関する法律は性別に関わらず配偶者（「内縁関係」や「事実婚」、離婚した配偶者を含む。）等からの暴力の被害者を対象としており、配偶者暴力相談支援センターの設置や保護命令など被害者保護のための措置を定めている。

1.3 セクシュアル・ハラスメント

相手の気持ちに反した性的ないやがらせのことを指し、身体への不必要な接触や性的な発言、不快な環境などがあげられます。特に職場で問題になることが多いことから、男女雇用機会均等法で事業主の防止義務が規定されている。

1.4 パワー・ハラスメント

職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させる行為のこと。

1.5 マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。

1.6 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年の国際人口・開発会議で提唱された概念です。いつ、何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由や、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、自分の生涯にわたる健康を主体的に確保する必要があるという考え方。

1.7 男女雇用機会均等法

職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるように作られた法律です。平成19年に改正され、「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務付けている。

1.8 育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。）は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、合わせて、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている仕事と家庭の両立支援等をより一層推進するため、働き方の多様化を踏まえた育児休業制度の整備並びに育児や介護をしながら働き続けることができる環境の整備を推進するため、育児・介護休業法が改正され、平成17年4月1日から施行されている。

1.9 ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態を言い、そのための職場や社会環境を整えること。

2 0 家族経営協定

家族経営が中心の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、家族が話し合い、農業経営方針、労働報酬、休日などを文書で取り決めるもの。

2 1 外国にルーツを持つ人

日本に在住する日本国籍を有しない人、又は、両親・祖父母等のいずれかが、外国に祖先(ルーツ)を持つ日本国籍を有する人。

2 2 「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」

近年、母子・父子家庭のひとり親家庭が増えている中、自立支援策が求められている。この計画は、倉吉市子ども・子育て支援事業計画の部門計画である。

2 3 公益財団法人鳥取県国際交流財団(倉吉事務所)

多文化共生の社会づくりを目指し、県民、民間団体、行政が一体となって全県的な国際交流活動を推進するとともに、多様な文化への理解と諸外国との協力関係を深め、もって国際性豊かな県民の育成と地域の活性化を図り、世界に開かれ、世界に貢献する鳥取県づくりに寄与することを目的として活動。(鳥取県中部総合事務所別館)

2 4 鳥取県中部地区日韓親善協会

中部地区において日韓両国の理解と友好を深め、親善交流を通じて両国の平和と繁栄に寄与するため、日韓に関する様々な学習、各種行事の開催、啓発活動など、民間レベルでの日韓交流に資する事業活動を行っている。(事務局:倉吉市役所観光交流課内)

2 5 Tori フレンド network

同じ地域に住む外国人と日本人がお互いを理解し、よりよい環境を作り暮らしていくために、外国人が中心となってうまれたネットワーク。

2 6 倉吉市男女共同参画推進本部会議・幹事会

倉吉市男女共同参画推進条例第 17 条の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、倉吉市男女共同参画推進本部を設置し、推進本部の所掌事務を効果的に遂行するため幹事会を置く。

2 7 NPO (Non - Profit Organization の略)

行政や企業とは別に社会に貢献する活動を行う非営利の民間組織。

1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立し、法律上明確な位置付けがされた。

第5次くらし男女共同参画プラン施策関係課一覧

関係施策	基本目標	重点目標	施策	主な施策・事業	関係課
目標1-1-1	1男女の人権尊重の推進	(1)男女共同参画を実現する啓発活動	固定的役割分担意識の解消と男女共同参画に向けた啓発活動の推進	「倉吉市男女共同参画推進月間」における啓発活動、男女共同参画推進講演会の開催	人権局
				「くらし男女共同参画推進スタッフ」による啓発	人権局
				市の広報紙、ホームページを利用した広報・啓発活動	人権局
				倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰	人権局
				市民意識や実態を調査し分析・研究、情報提供の充実	人権局
				男性を中心とした男女共同参画に関する学習の取り組み	人権局
				多様な働き方に関する情報提供	人権局
目標1-1-2	1男女の人権尊重の推進	(1)男女共同参画を実現する啓発活動	メディアにおける人権尊重の推進	学校での学習活動	学校教育課
				地域住民、保護者等を対象にした学習活動	生涯学習課 学校教育課 人権局
目標1-2-1	1男女の人権尊重の推進	(2)政策・方針決定における男女共同参画の実現	審議会等への女性の積極的登用	審議会・委員会における委員の選出方法の見直しと工夫	人権局 関係各課
				女性人材登録制度への登録の推進	人権局
目標1-2-2	1男女の人権尊重の推進	(2)政策・方針決定における男女共同参画の実現	能力開発と人材育成	市内の女性団体や男女共同参画推進団体との連携・協働による講座の開催	人権局
				鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」との連携、研修会の開催	人権局
目標1-3-1	1男女の人権尊重の推進	(3)男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動	認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進	就学前教育・保育・学校教育における人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導の充実	学校教育課 子ども家庭課
				保護者活動への男性の参画とリーダー職への女性参画の促進	学校教育課 子ども家庭課
				各地区の公民館・自治公民館・保護者会活動等における学習機会の提供・住民への情報提供	人権局 地域づくり支援課 生涯学習課 学校教育課
				ドメスティック・バイオレンスの防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動	人権局 子ども家庭課
目標1-4-1	1男女の人権尊重の推進	(4)男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶	配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のための講演会等の開催、情報提供、啓発活動	人権局 商工課
				パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントに関する情報提供、啓発活動	人権局
				ドメスティック・バイオレンスに関する相談・支援体制の充実	子ども家庭課 人権局
目標1-4-2	1男女の人権尊重の推進	(4)男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶	相談・支援体制の充実	〇関係機関と連携した被害者及びその家族に対する支援の充実	子ども家庭課 人権局
				セクシュアル・ハラスメントに関する相談・支援体制の充実	人権局
				妊娠・出産に関する制度の充実	保健センター
目標1-5-1	1男女の人権尊重の推進	(5)男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援	男女の健康支援と妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発	男性の自立支援を図る講座の開催	保健センター 生涯学習課
				リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	保健センター 人権局
				〇性別、年齢等に関わらず、全ての人が生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るための環境整備・健康支援	保健センター
目標2-1-1	2職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(1)職場における男女共同参画の実現	職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保	企業への情報提供と積極的な事業所へのPR活動	人権局 商工課
				企業訪問による働きかけ	人権局 商工課
目標2-1-2	2職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(1)職場における男女共同参画の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と講演会の開催	人権局
				男性の働き方を見直す取り組みとして、日常的に家事に積極的に関わっている男性を「家事メン」、部下の仕事と家庭の両立を応援し自らも実践する上司のことを「イクボス」と呼び、PRします。	人権局 商工課
				ワーク・ライフ・バランス推進の好事例となる、男女共同参画推進まちづくり表彰により団体・個人の紹介等を行い、他の事業主の女性活躍推進に向けた取組を促進します。	商工課 人権局
目標2-1-3	2職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(1)職場における男女共同参画の実現	女性の職業生活における活躍の推進	企業における女性の管理職登用に向けた啓発と推進	商工課 人権局
				女性の就労相談事業の実施及び就労・子育てでサービスに関する情報提供	商工課 子ども家庭課 人権局
				関係機関や図書館などの身近な地域施設との連携による再就職のための講座の開催や情報提供	商工課 人権局 図書館
				働く女性の学びと交流を支援するネットワークづくりの推進	総合政策課 商工課 人権局
				女性の再就業、資格取得、キャリアアップを支援する講座の開催	商工課 子ども家庭課 人権局
				女性活躍による地域活性化と企業の人材育成を図ることを目的とした異業種間交流会の開催	商工課 人権局

関係施策	基本目標			主な施策・事業	関係課
	基本目標	重点目標	施策		
目標2-1-4	2職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(1)職場における男女共同参画の実現	農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進	「家族経営協定」の締結の推進と制度の周知	農林課
				女性農業者への能力開発支援	農林課 農業委員会
				相談・指導及びチャレンジ支援の啓発と情報提供	商工課 農林課 農業委員会 人権局
目標2-2-1	2職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(2)地域における男女共同参画の実現	地域活動への男女の積極的参画の促進	同和教育町内学習会等地域における男女共同参画に関する学習の推進	人権局 生涯学習課
				「くらし男女共同参画推進スタッフ」等による地域内での啓発推進 ○自治公民館活動などの地域活動への女性参画を促すための啓発及び促進	人権局 地域づくり支援課 人権局 生涯学習課
目標2-2-2	2職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(2)地域における男女共同参画の実現	みんなで支えあう地域づくりの推進	地域活動における女性リーダーの人材育成講座等の開催 自主防災組織、消防における男女共同参画の推進	人権局 生涯学習課 防災安全課
目標2-3-1	2職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(3)家庭における男女共同参画の実現	家事・育児・介護への男性の参画の促進	男性の家庭生活における参画を視野に入れた各種講演会、研修会の開催	子ども家庭課 保健センター 長寿社会課
				子どもの頃から家事の分担や手伝いを習慣づけていくための啓発	子ども家庭課 人権局
				相談体制の充実と情報提供	子ども家庭課 保健センター 長寿社会課
目標2-3-2	2職場(労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進	(3)家庭における男女共同参画の実現	両立支援に関する情報の提供と学習機会の拡大	育児・介護に関する支援サービスの充実	子ども家庭課 長寿社会課
				各種機関団体との連携による相談体制の充実と情報提供	子ども家庭課 保健センター 長寿社会課
				講演会、研修会の開催	子ども家庭課 保健センター 長寿社会課 人権局
				両立支援に関する企業への情報提供	人権局
目標3-1-1	3あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)あらゆる場における男女共同参画の実現	高齢者、障がい者、ひとり親家庭などへの支援と自立促進	高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知	長寿社会課
				「倉吉市障がい者プラン」に基づいた支援サービスの充実	福祉課 子ども家庭課
				「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づいた支援サービスの充実	子ども家庭課
目標3-1-2	3あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)あらゆる場における男女共同参画の実現	国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進	女性の人権に関する国際的な条約、女性に関わる法律や制度などの情報収集及び提供	人権局
				交流事業の推進	観光交流課
				国際理解講座の開催	観光交流課
目標3-1-3	3あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)あらゆる場における男女共同参画の実現	外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進	相談機関の充実と情報提供	人権局 学校教育課
				外国語版表記による情報提供	保健センター
				就学前教育・保育機関、学校等の交流会等による啓発	子ども家庭課 学校教育課
				市民と外国にルーツを持つ人が共同で取り組む交流活動	人権局
				外国にルーツを持つ人のための日本語学習講座の開催	人権局

倉吉市企画振興部人権局 男女共同参画係

〒682 8611 鳥取県倉吉市葵町 722

TEL0858 22 8130 / FAX0858 22 8135

E-mail : jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp